

Junior Red Cross Guide Book



青少年赤十字 指導者手引き

目次

第1章 青少年赤十字の目的と理念

Chapter 1 Objectives & Principles of Junior Red Cross

- 04 1.青少年赤十字の目的
- 05 2.赤十字と青少年赤十字
- 06 3.青少年赤十字の実践目標と態度目標

第2章 学校教育と青少年赤十字

Chapter 2 School Education & Junior Red Cross

- 10 1.学校教育と青少年赤十字
- 12 21世紀の学校教育の改善と青少年赤十字
- 15 青少年赤十字の取り入れ方
- 18 2.青少年赤十字の取り入れ方
- 22 3.青少年赤十字の指導上の考え方
- 27 4.ある小学校の事例

第3章 青少年赤十字活動の実際

Chapter 3 Activities of Junior Red Cross

- 36 1.活動の基本的な考え方
- 37 2.特徴あるプログラム
- 38 3.運営の実際
- 38 幼稚園・保育所では
- 44 小学校では
- 47 中学校では
- 50 高等学校では
- 58 4.地域・家庭との連携による活動の方法例
- 60 5.指導者のために

第4章 資料編

Chapter 4 Appendix

- 62 1.青少年赤十字の歴史
- 63 2.日本赤十字社の歴史
- 64 3.青少年赤十字に関する主な国際決議
- 66 4.赤十字とジュネーブ諸条約
- 68 5.国際赤十字・赤新月運動の基本原則
- 69 6.国際赤十字の概要
- 74 7.赤十字のマーク
- 75 8.赤十字社・赤新月社のある国一覧
- 76 9.活動中の事故防止と保険
- 77 10.青少年赤十字の歌について
- 80 11.赤十字に関する豊富な資料や教材
- 82 赤十字の創始者 アンリー・デュナン
- 91 赤十字と世界のあゆみ



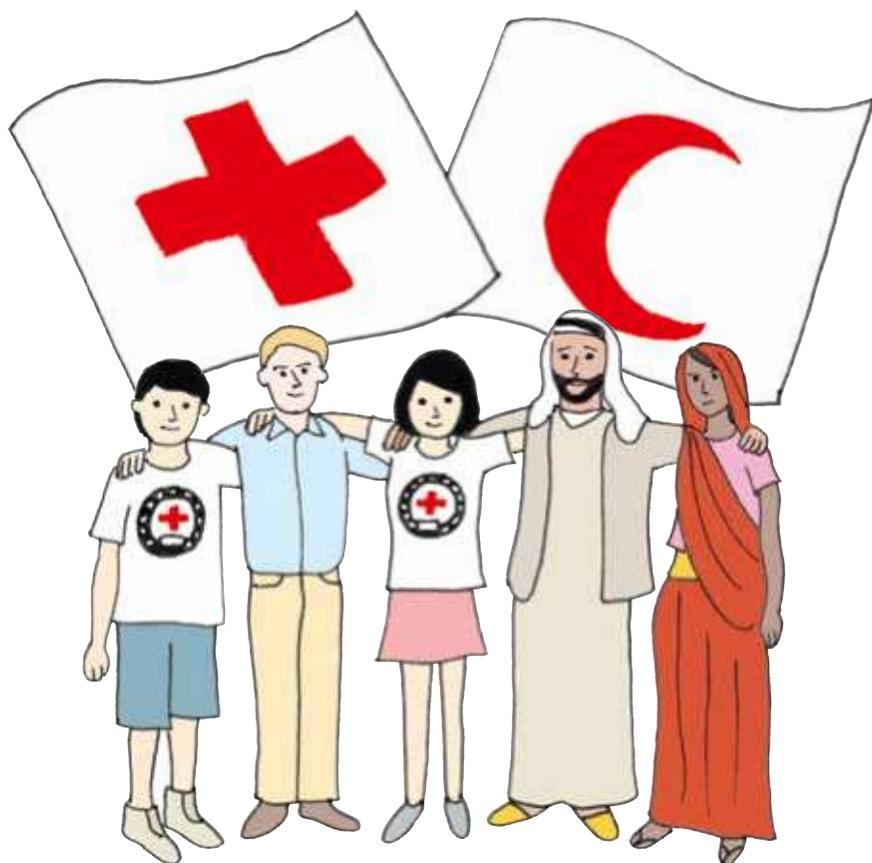
Chapter 1

第1章 青少年赤十字の目的と理念 Objectives & Principles of Junior Red Cross

1 青少年赤十字の目的

青少年赤十字は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、地域社会、国家・世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成することを目的にしています。

これらの考え方は、1922年(大正11年)の第2回赤十字社連盟(現在の国際赤十字・赤新月社連盟)総会における青少年赤十字の創設決議にも明確に表現されています。



2 赤十字と青少年赤十字

青少年赤十字の誕生は1922年に遡りますが、それは赤十字が一方向的に生み出したというよりは、子どもたちの健やかで豊かな成長を願う学校の先生方と赤十字との出会いの中から生まれたものといえます(資料編62ページ「青少年赤十字の歴史」参照)。このことが現在でも学校とのつながりを大切にしている理由です。

つまり青少年赤十字は、学校自身が自らの教育目標(理念)に基づいて取り入れた教育活動であるということが出来ます。

青少年赤十字は、今日、国家、民族、宗教を超えて世界中の人々が最低限共感することのできる「世界共通の価値」といわれる「人道」を基盤にしています。

世界のほぼすべての国々が、赤十字条約といわれる「ジュネーブ諸条約」に加入しているのは、そのためです。それゆえ赤十字では、活動のための「基本原則」の最初に「人道の原則」を掲げ、赤十字活動の目的が人道の実現であることを明確にしています。

「人道の原則」は、赤十字が次の目的を達成することを示しています。

- 1) 命と健康を守ること
- 2) 人々の苦痛を軽減し、予防すること
- 3) 人間の尊厳を確保すること

これらの考えは、青少年赤十字の理念や活動の中に受け継がれています。人道とは難しいものではなく、誰の心の中にも本来ある「やさしさ」や「思いやり」の心であり、それを引き出し、育てることが青少年赤十字の役割であるといえます。



全国で実施されるリーダーシップ・トレーニング・センター

3 青少年赤十字の実践目標と態度目標

実践目標

青少年赤十字では、前に掲げた目的を達成するために具体的な活動を提示しています。それが次の3つの実践目標です。

健康・安全

「生命と健康を大切にする」

奉仕

「人間として社会のため、人のために尽くす責任を自覚し、実行する」

国際理解・親善

「広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う」

なぜ、3つの実践目標なのか？

人間が生きるために必要な基本的条件は、自らが健康であり、社会や世界が平和であることです。また、人としてその人格と尊厳を最低限尊重されることも必要です。

青少年赤十字の3つの実践目標には、人間が生きるために必要なこれらの要素が盛り込まれています。

「健康・安全」は命と健康の大切さを学び、人間尊重の精神を養うことを目指しています。また「国際理解・親善」は、国家や民族、宗教、思想の異なる人々が世界において共に生きるために必要な相互理解と融和の精神や受容と寛容の心を育むことにより、世界の平和の実現を目指しています。さらに「奉仕」は、これらを実践するのは、義務や強制によるのではなく、社会の一員としての自覚(市民意識)に根ざした各自の自発的な行動によるという考え方が流れています。

3つの実践目標について

青少年赤十字では、「なすことによって学ぶ」ことを大切にし、『健康・安全』、『奉仕』そして『国際理解・親善』の3つの実践目標を掲げています。

1 健康・安全

「生命と健康を大切にする」

自分や家族、友達のいのちと健康を大切にする心を養い、進んで安全に配慮し、健康を増進するための生活習慣を身につけることをねらいにしています。

- ◎手洗い、うがい、体操の励行
- ◎虫歯予防運動の推進
- ◎園内(遊び場など)の安全点検
- ◎気温の変化、気候にあわせた衣服の調節
- ◎幼年消防での防火の呼びかけ
- ◎健康安全プログラム(救急法指導) など…

3 国際理解・親善

「広く世界の青少年を知り、
仲良く助け合う精神を養う」

広く世界の子どもたちのことを知り、
仲良く助け合う精神を養います。

- ◎海外の子どもたちとの国際親善アルバムの交換
- ◎海外の青少年赤十字メンバーなどとの交流
- ◎青少年赤十字活動資金(一円玉募金)による
海外協力事業への参加 など…

2 奉仕

「人間として社会のため、人のために
尽くす責任を自覚し、実行する」

人間として、集団生活(社会)の中の一
人としての社会的な責任を自覚し、まわ
りの人のために奉仕する心と実行力を
養います。

- ◎年長児による年少児の世話
- ◎絵本やおもちゃの自発的な整理・整頓
- ◎草花の世話や栽培・観察
- ◎動物の飼育・観察
- ◎園内や通園路の清掃・ゴミ拾い・草取り
- ◎病院や老人ホームなどの交流訪問、お年寄りとの交流
- ◎地震や災害にあった人々について知り、できる
手助けを行う など…

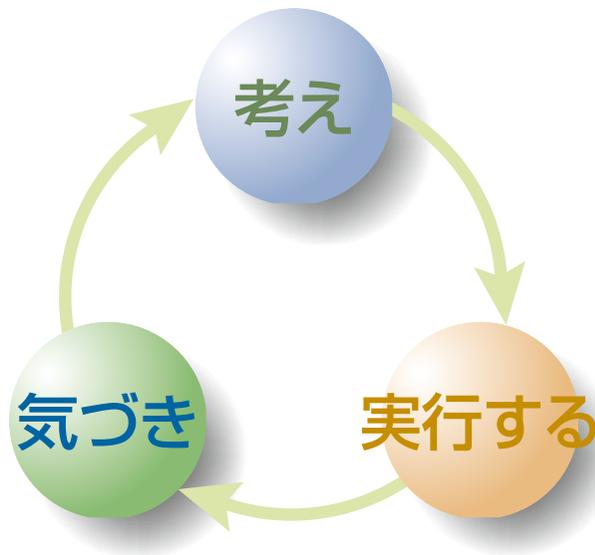


「健康・安全」の一環として救急法を学ぶメンバー

態度目標

「気づき」「考え」「実行する」

青少年赤十字では、児童・生徒が自主的で、自律した生活態度を養うために「気づき、考え、実行する」という態度目標を掲げています。



これは、子どもたちが「注意深い生活」を心がける習慣を養うとともに、自ら自分の生活または社会の問題やニーズに「気づき」、その原因と解決のための道筋や方法を「考え」、問題解決のために具体的な活動を「実行する」ことの大切さを意識づけるのに役立つものです。青少年赤十字を採用している学校の中には、これらの生活態度を学校教育目標に掲げているところがあるように、青少年赤十字の重要な考え方になっています。

また、この考え方は青少年赤十字の様々な活動計画作りにも活かされています。



Chapter **2** 第2章 学校教育と青少年赤十字
School Education & Junior Red Cross

1 学校教育と青少年赤十字

青少年赤十字の大きな特色の一つは、他の多くの青少年団体の活動と異なり、学校教育の場に組織され、教師を指導者として運営されていることです。

1922年の青少年赤十字の創設決議の中でもこのことが明記されています。今日では、地域社会に組織される青少年赤十字を持つ国も増えてきましたが、日本では一貫して学校教育の中に組織され、多くの成果をあげてきました。

これまで、青少年赤十字を学校や学級の中に取り入れて活用してきた先生方からは、「主体的に行動できる子どもが育っている」「気づき、考え、実行できる子どもが育っている」「世界的なネットワークを持つ赤十字の資源(教材、人材等)が活用できて教育効果があがる」「救急法などの知識や技術を身につけることができた」などの声が寄せられています。



青少年赤十字と新しい教育

学習指導要領では、「生きる力」を教育の柱に掲げ、それを「自ら学び、考え、主体的に判断する能力」と位置付けました。「総合的な学習の時間」は、そうした能力を育む実践の時間として位置付けられ、「自分で考える」力を養うことを目指しています。

青少年赤十字が大切にする「気づき、考え、実行する」力の育成、また自主自律の精神を養い、主体的に行動できる力を養う様々な指導方法、そして健康・安全、奉仕、国際理解・親善を柱とする実践活動は、生きる力を養う上で大いに役立つことと思われます。

また赤十字の持つ人材、施設、情報、技術などの多彩な資源を教育に活用できることも青少年赤十字の大きな特徴だといえます。

「生きる力」 文部科学省の学習指導要領

■体験学習の充実

豊かな体験学習のため、他者や社会、自然の中での直接体験のきっかけづくりが必要です。

たとえば、学校行事(特別活動)において…

- ・自然の中での集団宿泊活動の推進
- ・職場体験活動を推進

■道徳教育の充実

家庭や地域社会との共通理解・相互連携などの改善が必要です。

たとえば、

- ・自立心や自律心、自他や生命を尊重する心を育てる。(小学校)
- ・自他の生命の尊重、法やきまりの意義の理解、社会の形成への主体的な参画の学び。(中学校)(参照:文部科学省ホームページ『学習指導要領・生きる力パンフレット』)

21世紀の学校教育の改善と青少年赤十字

宮川八岐(元文部科学省初等中等教育局視学官)

これからの社会を見すえた時に、地球規模でものを考えなければならない時代になってきていると思われまふ。それは情報値のレベルではなく実践的な人間をどう育てるかということでありまふ。地球市民意識をどうやって育てていくかをしっかり考えなければならない時代です。そういうレベルから考え、これだけ社会の変化が激しい中では、知識を優先する教育ではだめだということで「生きる力」が提言されたわけです。

一点目は、自ら学ぶ子ども、つまり自ら問題解決に取り組む子を育てるということです。二点目は、豊かな人間性を育むということです。三点目は、健康・体力です。これらは、知・徳・体といわれた、これまでの教育目標そのものなのですが、新たに今日的な意味を含めながら仕切り直しをしたということです。

これからの時代の新しい学校の役割は、まず学ぶことへの動機付けを重視するということです。子どもたちが自らやっいていこうとする気持ちをいかに作っていくか、価値ある体験をどう作るかが課題になります。次は、学び方を重視する学校ということです。問題解決的な学習、学び方を学ばせるということが重視されるのです。それを身につければ、どんな課題に直面しても、自ら解決していくことができるのではないかとということです。

教育課程は各学校が編成するものですが、その基準になるものが学習指導要領であり、その改善を目指すいくつかの観点があるわけです。そのひとつは、豊かな人間性や社会性を育てるということです。これに関しては青少年赤十字の運動も軌を一にしているのです。また、豊かな社会性を養うということは、21世紀も変わらない重要な領域だということで、その具体的な形としてボランティア活動というものが提言されたのです。しかし、最近では学校で子どもたちがトイレ清掃をやっいていない学校もあると聞いていまふ。これは人間として基本的に生きていくうえで誰もが共通にやらなければいけないことではないでしょうか。



こうした中で、青少年赤十字の実践目標、態度目標と教育課程について考えたいと思います。まず青少年赤十字の取り組みの大変重要な観点には、3つの実践目標というのがあります。

一つ目に「健康・安全」という観点です。これは学校教育においても大変重要であり、教育目標から更には学校の重点指導方針などに必ず入っている要素ではないでしょうか。各学級では、生活安全の指導をどうするかなどを具体的な生活目標に掲げたり、防災に関する避難訓練も学校行事に位置付けてやっています。

二つ目は「奉仕」という観点です。これは人間として社会のために貢献しつつ、そのことが実は自分のためでもあることを体験を通して学ぶことです。これは集団の一員としての自覚と責任を様々な場で指導するものです。当番の仕事というものもありますが、当番以外に自分たちの学級や児童会の中で、決められたもの以外で自分たちの創意工夫でできることにチャレンジする、これが係活動や委員会活動であり、奉仕の精神の基盤作りになります。また特別活動も青少年赤十字の活動で活性化している学校があります。

三つ目に「国際理解・親善」という観点があります。これは自分たちの学校だけの問題ではなく、台湾で地震があれば生徒会で募金活動をしたり、励ましの手紙を書いたりする、また学校間交流をやったりします。こうして国際感覚の豊かな子どもを育成するのが青少年赤十字の大きな課題なのです。

次に奉仕などを実践するための態度目標も青少年赤十字で明確に示されています。それが「気づき、考え、実行する」という大変わかりやすいスローガンです。これは、気づくまで黙っているだけではない。教師は、様々な学校の取り組みとか、情報提供しなければならないし、子どもたちが自主的に活動できるように指導・援助しなければいけないのです。これは特別活動の自発的・自治的活動というものが目指す理念そのものだといえます。

21世紀に生きる力を考えた時に、自分たちの問題は自分たちで解決してゆき、楽しい



より良い集団生活を作り上げていくということにチャレンジしていくことが重要な資質と考えられます。これら「気づき、考え、実行する」を意識づけるには、朝会でも話題にしたり、朝の教師の話の中で動機づける話をしたりすることができるでしょう。

私の場合、体育の中でもこれを取り入れたことがあります。例えば、ドッジボールをする場合、まず子どもたちがその場所を広く点検するのです。小石やくぎが落ちていないか、安全点検から始めるのです。安全意識を訓練の時間だけじゃなく、様々な教科の時間でも日々の生活の中で日常的にできるように具体的に取り上げていったのです。つまり健康・安全に対する考え方、重要性の認識がきちんとしていれば、学級経営などに具体的に反映させていくことができるのではないかと思います。

また学校生活の中にボランティア活動への自発的な実践を尊重する指導体制を確立することも大切です。ボランティア精神が先生方の問題意識の中にある学校は学校経営が違ってきます。例えば埼玉県のある小学校の取り組みではいろんな工夫が見られます。ボランティア体験以外に日常の学校生活の中に、そうした機会をどのように取り入れるかを工夫しているのです。それは青少年赤十字の考え方をしっかり持っておられる先生がいたからできたと言えます。ある曜日の朝は、その他の日は一斉登校だが、通学班登校をしないのです。その日の朝はボランティアの日になっていて、例えば「今日は駅前の清掃をするので、集まってください」などと自由に呼びかける。他に用事のある子どもは、他のことをするんです。これはまったく自発的で、自己決定をさせながら実践していくわけです。これが児童会の呼びかけで行われています。

青少年赤十字の精神は、大変広く学校教育の根幹に関わっているのです。特に特別活動などを窓口として連携を図って進めていくことが重要ではないかと思います。教師自身にチャレンジ精神がなければ実現できないと思ったりしている昨今です。

青少年赤十字の取り入れ方

成田國英(元文部省初等中等教育局教科調査官)

青少年赤十字活動を学校教育に取り入れる場合、学校のすべての教育活動の中に赤十字の精神を生かしていく方法もあり、また、教育課程内の教育活動として位置付ける方法もある。後者の例として、特別活動が考えられる。

特別活動の目標は、望ましい集団活動を通して自主的、実践的な態度を育てることにあるが、青少年赤十字委員会やクラブなどを設けることにより、青少年赤十字活動を特別活動の児童・生徒会活動及びクラブ活動に位置付けることが考えられる。

学級会活動、学校行事、学級指導においては、青少年赤十字活動に直接かかわる議題、行事、主題などを取り上げる場合だけに限定されることになる。(中略)

人間形成の基礎を培うべき小・中・高等学校の各段階においては、発達段階に応じて自ら考え、判断する能力を伸ばすと共に、何よりも子どもたちの心身の健全な育成を図ることが重要な課題である。(中略)このようなことから、他に迷惑をかけないで生活すると共に、日常生活の中で自分が周囲の人たちに何をなすうるかを考えさせ、他と共に協力し合って生活することを志向させることが大切である。

青少年赤十字活動は、わが国の青少年の健全な育成を図る上で、極めて有意義な役割を果たすものであることを、この機会に再確認する必要がある。



文部科学省の見解

青少年赤十字を学校教育の中で採用することについて、文部省（現文部科学省）初等中等教育局長は、次のような見解を示しています。

（昭和42年1月12日委初第7の3号）

Q1.「公立の義務教育諸学校が児童生徒を青少年赤十字へ加盟させることができるか」について

A: 日本青少年赤十字は、その沿革、目的、性格及びその活動の実情より見て、青少年の健全育成活動を行う団体であると認められるので、公立義務教育諸学校においても、児童生徒が保護者の同意を得て、これに加盟するよう、教育的配慮のもとに指導することはさしつかえない。

Q2.「同諸学校が学校教育の中で青少年赤十字が提供する教材を利用できるか」について

A: 校長が、学校教育の目的を達成する上に有効であると判断した場合は、日本青少年赤十字が提供するものを学校教育の教材として利用することはさしつかえない。この場合、学校管理規則の定めるところに従って教育委員会の承認を受け、または届け出をなすことが必要である。

教育委員会の加盟推奨文(例)

幼稚園長様

令和〇〇年〇月〇日

小学校長様

中学校長様

高等学校長様

日本赤十字社〇△県支部長

〇△県教育委員会教育長

〇△県青少年赤十字指導者協議会

青少年赤十字の加盟について(依頼)

青少年赤十字は、青少年が赤十字の精神に基づいて、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、青少年自身が日常生活のなかで望ましい人格と精神を自ら形成することを目的として、学校(園)に組織され活動しています。

全国では、14,442校の学校が青少年赤十字に加盟し、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の実践目標と「気づき、考え、実行する」の合言葉のもと、人間性豊かな児童生徒を育てる教育活動の一つとして取り組んでおります。

本県においても、日本赤十字社〇△県支部、〇△県教育委員会、〇△県青少年赤十字指導者協議会の連携のもと、令和3年度は、□□の加盟校(園)、××人のメンバーが活動を行いました。

つきましては、貴校におかれましても、青少年赤十字にご理解をいただき、心を育てる貴校教育の一環として、加盟についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

2 青少年赤十字の取り入れ方

青少年赤十字は、学校教育をより効果的に行うために学校、教師の自由裁量により採用するものであり、学校教育目標を達成するための機能として活用することができます。

学校での取り入れ方には、いくつかの方法があります。これを先生の視点から見てみると、指導者になったきっかけは、次のようなものがあります。

まず、校長の裁量で学校が青少年赤十字の加盟校になったのを契機に指導を任せられた先生、また前任校での活動体験から、新任校でも校長や同僚教師の理解を得て青少年赤十字に学校として加盟してもらい、指導者として活動している先生もいらっしゃいます。さらに学校としては加盟していないが、校長の承認を得て担任の学級で青少年赤十字に加盟し(これを学級加盟という)、学級経営に活かしている先生もいらっしゃいます。

学校教育における青少年赤十字の取り入れ方について

青少年赤十字の取り入れ方に定型はありません。学校の実情にあわせ、各分野で機能として、あるいは特定の領域に位置づけて、活かす工夫がされればよいのです。

具体的には次のような型があります。

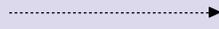
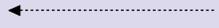
1 全校参加	(1)児童・生徒会の組織＝青少年赤十字の組織 全校児童・生徒が参加した青少年赤十字の組織で、児童会・生徒会＝青少年赤十字という組織になります。 (2)青少年赤十字委員会としての組織 児童・生徒会の組織の中に青少年赤十字委員会を設け、児童・生徒会活動がしやすいように工夫します。したがって、青少年赤十字活動の企画、運営、実践を進めていくのは、この委員会のメンバーが中心になります。
2 学年 または 学級 単位 での 参加	特定の学年あるいは学級単位で参加します。学級経営の中で活用していくことができます。
3 クラブ 活動 での 参加	クラブ活動のひとつとして組織され参加する形です。他のクラブ同様、希望する児童・生徒によって組織され、定期的なクラブ活動の時間に青少年赤十字活動の場をもちます。必修クラブとしての参加もあります。

2や3の場合は新規に加盟しようとする学校が、学校全体として参加する前段階として取ることが多く、青少年赤十字に共感し、学校教育に取り入れてみようとする先生が、学校長や他の先生方の了承を得て学級あるいはクラブ活動として参加するものです。

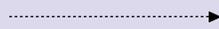
日本赤十字社各都道府県支部



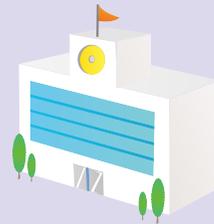
① 登録申込票2部

② 必要事項を記入して
1部返送

③ 署名票が送られる



学 校



登録すると、更に、指導者のための「指導情報」やポスター型教材「青少年赤十字機関紙」も送られます。また、活動状況の交換や親善の機会も提供されます。
また、登録者は青少年赤十字のバッジが着用できます。

登録式

青少年赤十字メンバーとしての意識を高めるために、多くの学校で登録式が行われています。

この場合、事前に教師間で赤十字の精神や青少年赤十字としての活動などについて共通理解を図るとともに、児童にも趣旨の徹底を図ることが大切です。

登録式を開催する時期は、年度当初でもよいのですが、5月8日がアンリー・デュナンの誕生日であり世界赤十字デーとなっていることから、この日に行う例が多くみられます。また、新入生を迎える会などの行事と併せて行うこともあります。

20ページへ

青少年赤十字を採用すると、赤十字の指示や強制によって活動が求められることはないか

青少年赤十字は、それぞれの学校の教育効果を高めるために取り入れられるものですから、あくまでも各学校が主体的に採用するものです。したがって活動を強要されたり義務を課せられることはありません。

19ページより

登録式の例

ちかいの唱和

- 1年代表「わたくしは」(全員唱和)
 - 2年代表「青少年赤十字の」 "
 - 特別支援学級代表「一員として」(全員唱和)
 - 3年代表「心身を強健にし」 "
 - 4年代表「人のためと、郷土社会のため」
 - 5年代表「国家と世界のために」 "
 - 6年代表「つくすことをちかいます」 "
- 代表者は一句ずつ言い、全員はそのあとから唱和します。

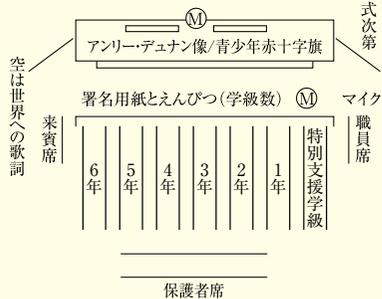
青少年赤十字の旗のもとに(暗転)

6年代表は点火したローソクを持って、半月型に並んだ壇上中央の男女に灯をわけます。灯は順次移され全員点灯した時、青少年赤十字旗にスポットをあてます。

- 1年代表「ローソクの灯が」
 - 2年代表「ともりました」(唱和)
 - 3年代表「この旗のもとに」
 - 特別支援学級代表「同上」
 - 4年代表「力を合わせて」(唱和)
 - 5年代表「明るい学校を」
 - 6年代表「つくりましょう」(唱和)
- ステージ上の灯は、はじめとは逆に順次消していきます。代表は静かに席にもどります。(場内照明)

一屋内の場合一
登録式

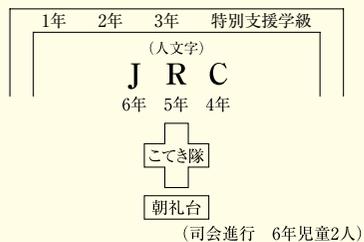
1. 日時 4月30日 5時
2. 場所 講堂
3. 参加者 全校児童



4. 式次第
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 署名
 - (3) バッジをつける
 - (4) ちかい
 - (5) 青少年赤十字の旗のもとに
 - (6) あいさつ(校長、来賓、近隣加盟校児童代表)
 - (7) 空は世界へ
 - (8) 閉会の言葉

一屋外の場合一
登録式

1. 日時 5月8日 4時(世界赤十字デー)
2. 場所 運動場



3. 式次第
 - (1) 開会の言葉……………(6年生)
 - (2) 校歌斉唱……………(6年鼓笛指揮者)
 - (3) ちかい……………(5年生代表による唱和)
 - (4) 議長あいさつ……………(6年生)
 - (5) 校長先生のお話……………(校長先生)
 - (6) わたしのちかい……………(各学年代表)
 - (7) お祝いのことば……………(日赤支部、PTA会長、近隣加盟校児童代表)
 - (8) 空は世界へ斉唱……………(6年鼓笛指揮者)
 - (9) 閉会のことば……………(5年生)
 - (10) 親善風船あげ……………(全校生)
(カードをつけて飛ばす)

登録について

なぜ登録するのか

登録とは、校長が学校教育のために青少年赤十字を採用することが有効であると判断した場合に、日本赤十字社に採用の旨を通知することです。

この登録に必要な用紙は、日本赤十字社に用意されており、その内容は、赤十字社が教材や案内などの提供に必要な項目について記入するようになっています。

また、登録後は青少年赤十字のバッジを着用できます。このバッジは、メンバーとしての自覚を高め、互いの連帯感のシンボルとして着用されています。

登録は、毎年学年はじめに更新します。これは、連絡や資料の配布などの事務的な理由と、学年が変わり卒業・入学・クラス替え等による変化や、クラブのメンバー、教員の異動等の理由によるものです。また、「青少年赤十字メンバー」としての自覚を新たにする狙いもあります。

情報紙、資料等の提供

登録した学校には、各種教材、資料等をお送りいたします。また各種講習会やイベント、国際交流事業への参加案内、各種青少年育成機関による論文コンテスト等のご案内もさせていただきます。



3 青少年赤十字の指導上の考え方

青少年赤十字では、子どもたちが赤十字の基本理念である人道的価値観を身につけて、主体的に行動できる、自立した個人として成長することを願っています。つまり子どもたちが、そのような人間として成長するための「自立への手助け」が教育の機能であり、その教育効果をより良く達成するために青少年赤十字が活用できると考えます。

ここで紹介する特徴的な指導理念の多くは、これまでの青少年赤十字の実践活動や指導体験の中から、赤十字と先生方が共に生み出してきたものだといえます。また、青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターなどで行われるワークショップでの「活動計画作り」は、実際に世界の多くの赤十字社・赤新月社において「事業計画作成」に活用されている手法であり、私たちの実生活にも応用できるものだといえます。

(1) 自主的で自律した子どもを育てる

自律とは、自らの行動を自ら律し、管理する能力であり、一人の個人として自立するために必要な資質です。一人ひとりの子どもたちが、自主的で自律した態度を養い、精神的、肉体的、そして社会的にも一日も早く自立した個人として歩めるように援助することが基本です。

これは、赤十字が発展途上国の援助に当たる時の基本理念とも合致するもので、発展途上国の自立を阻害するような援助が好ましくないのと同じ考え方といえるでしょう。

青少年赤十字の態度目標である「気づき」「考え」「実行する」や「先見」「ボランティア・サービス(奉仕)」「合図(指示)のない生活」「待ちの姿勢」などを大切にすることは、こうした自主的で自律した個人を形成するために有効な手法だといえます。

(2) ボランティア・サービス(奉仕活動)による問題解決

赤十字の基本原則の一つに掲げられているボランティア・サービス(奉仕活動= V・S 活動とも呼ばれています)は、自分の利益を求めない自発的な行動により様々な問題の解決を図ろうとするものです。この考え方は、アンリー・デュナンが負傷兵への救護活動を振り返り、「こういう性質の任務には金銭で働く人を必要としない。事実、賃金を受ける看護人は時々薄情になったり、嫌気がさして逃避したり、疲労で怠けたりする」と書いていることにも表れています。

問題解決の一つに係活動があります。この係活動は自分が担当する仕事に対する責任感を養うことができますが、一方で自分の係以外の仕事に対する無関心を招くこともあります。青少年赤十字では、自分の置かれた立場や状況において、果たすべき義務や責任を自覚して、積極的に行動できる真のリーダーシップを養うために、このボランティア・サービスをとりいれています。

ボランティア・サービスは、私たちが社会(集団)の一員であることに気づき、社会の人々とともに生きる方法の一つなのです。

ボランティア活動が、思い違いやおせっかいにならないためには、その活動が本当に必要かどうかを見極めること、つまり「ニーズの発見」が大切であり、このことに気づくことは実際に活動することと同じくらいに重要なことでしょう。ボランティア活動の実践手順も、「気づき、考え、実行する」の考え方をベースに、「ニーズの発見」「課題(問題)解決のための準備・計画案の作成」「実行」「反省」の流れで行われます。



掲示板を使いボランティア・サービスを進める

(3) 先見の重視

先見とは、先を見通した考えや行動をすることです。赤十字では「いついかなる場合にも、あらゆる状況に対処できるように日頃から備えておく」ことと考えています。赤十字が誕生したのも、平和な時から戦争の犠牲者を救うために救護組織を作っておこうというアンリー・デュナンの先見性が実ったからです。

青少年赤十字でも、この考え方から児童・生徒が先を見通して行動できる態度を養うことを重視しています。こうした習慣を身につけるために「先見の時間」を設けたり、「5分前行動」や「注意深い生活態度」を意識づけるよう配慮しています。

(4) 指示のない生活

これは、他人に指示されて行動するのではなく、自ら主体的、自律的に「注意深い生活」に努めることにより、必要な行動を自発的にとることにあります。このことを「合図のない生活」などということもあります。したがって、朝礼や集団生活において規律や調和ある行動を促すために必要な号令(声かけ)や合図などと相反するものではありません。

こうした考え方から、青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターでは、緊急時以外は放送などを使わず、基本的に、行動のために必要な情報は掲示板に掲示して、各人が必要とする情報を注意深く選択する方式を採用しています。これには静かで落ち着いた集団生活を送るという意味もこめられています。またこうした考えからノーチャイム運動などを取り入れている学校もあります。

(5) 待ちの姿勢

自らが問題点に気づいて、それを解決するための方法を考えるためには、まず子どもたちの「気づき」を待つ配慮が必要になります。これは「ここが問題だからこうしなさい」といった指導に比べると回りくどく、多少の忍耐が必要ですが、自分自身が「なるほど」と納得して、問題に気づくことが、子ども自身のその後の取り組みの姿勢や意欲を高めることになります。

しかし、「待ちの姿勢」とは何もしないことを意味するものではありません。子どもたちが問題や、問題の本質に気づくために側面的なアドバイスやヒントを与え、支援することが必要で、これを「投げかけ」などと言っています。

生命や危険に関することなどで緊急の対応を即座に指示しなければ取り返しのつか

ないこともあります。また、正しい技術や知識のように、教えられなければ得られないものもあります。これらが「待ちの姿勢」の対象でないことは明らかです。

(6) 赤十字の基本原則を活用する

赤十字活動の行動原則である「基本原則」(資料編68ページ参照)は、工夫しだいで児童・生徒の日常生活にも応用することができる原則です。中でも、「中立」や「公平」「奉仕」などの原則は、学校生活の様々な問題を解決するために応用できる理念です。

例えば、「公平」の原則は、必要な人に必要の度合いに応じて援助の手を差し伸べることであり、すべての人々に同じ取り扱いをすることではありません。時には、その人の特性や必要性に応じて、待遇上の異なる扱いを奨励することもあります。女性や子ども、老人や障がい者など一般的に弱者と呼ばれる人々には、その弱さに見合った配慮をすることが要求されるのです。

一方、すべての人に平等の機会を、という時は、各自の違いや差異に関係なく等しく一定の条件や機会を与えることを意味します。選挙権は誰にも平等に与えるものであり、公平に与えるものでないことはそのよい例です。

このように、公平と平等の考え方をきちんと理解し、使いわけることで問題を解決するヒントが見つかることもあります。

この他の基本原則にも、日常生活に役立つ理念が多くあります。

(7) 「人道の4つの敵」を克服する

赤十字の基本原則の骨格を体系づけたジャン・ピクテ氏(元赤十字国際委員会副委員長)は、赤十字の人道事業の障害になる要素を4つ掲げました。それらは「利己心」「無関心」「認識不足」「想像力の欠如」であり、これらを「人道の4つの敵」と名づけました。

別の言い方をすれば、青少年赤十字は幼児期からの教育を通して、人間形成にあたって「人道の4つの敵」を克服しようとする運動だともいえます。そのために社会や世界に関心を持ち、知識を深め、事実を知り、他人の気持ちを思いやれる想像力や新しいアイデアを活かすことが必要なのです。

青少年赤十字の「ちかい」について

青少年赤十字の「ちかい」は、戦後から一貫して使われてきたものです。そのルーツは、戦後の日本の青少年赤十字の再建を援助したアメリカの青少年赤十字のちかいをヒントにしたものだといわれています。「ちかい」の唱和は、強制的なものではありませんが、児童・生徒がメンバーとしての自覚や決意を新たにす教育的な意図から自主的に取り入れられています。

青少年赤十字のマークについて

青少年赤十字のマークは、赤十字マークを日本の象徴的な花である桜の花びらが取り囲むようにあしらったデザインになっています。よく先生方から、「このマークの意味は何ですか」と言う質問がなされることがありますが、正式なマークの解説というものはありません。しかし、先生方の教育的配慮から独自に意味づけをして児童・生徒に説明している先生方もいます。



アンリー・デュナンの肖像(写真)について

デュナンの業績を学ぶために、教材としてデュナンの肖像を活用したいというメンバーや先生方の要望に応え、デュナンの肖像画(写真)を用意しています。



※購入を希望する場合は、
日本赤十字社各都道府
県支部にお問い合わせ
ください。

4 ある小学校の事例

—気づき、考え、実行する子どもの育成—

(1)問題が多かった子どもの生活態度

本校の児童の生活態度には、いろいろな問題点が観察されましたが、その中でも、「言われなければやらない」、「ゴミが落ちていたり、汚れていても平気である」などの問題がありました。

(2)子どものよさをみつめて

私たちの生活指導の改善策は、子どもたちの「よさ」の発見から始めました。必ず子どもの中に望ましい行動をしている子がいるはずだから、子どものよさを発見し、受け止め、励まし、広げることを通して、より良い学校集団づくりをしていこうと考えました。

(3)青少年赤十字を取り入れた指導

私たちは、子どもたちの実践力育成のために、青少年赤十字が重視するボランティア・サービス(V・S)の活用を考え、「気づき、考え、実行する子」の育成を働きかけていくことにしました。

育成の視点としては、

善意の心を呼び覚まそう。

指示されなくても行動できるようにしよう。

児童の理解を深めよう。

励ましや援助を与えていこう。

を中心として、その指導を考えて取り組んできました。

また子どもたちには、常に世界に広がる青少年赤十字の一員であるという誇りを持って行動するよう意識づけをしました。

具体的な実践指導例

ア)朝の一分間清掃

朝、教室に行くと「一分間だけ教室をきれいにしましょう。」と呼びかけて、行動化しました。

イ)良いことの発見カード

いつ、どこで、誰がどんなことをしたかを書くカードを用意して、朝や帰りの会に発表しました。特に良いものは全校朝会の時、校長先生に読んでいただきました。

年 組 名前()

『私の友だちに、こんな良いことをしている人がいるんです。とてもうれしかった。学校の皆さんに教えてください。』という気持ちで、あなたの教室でよいことをしている人や、学校の中で一生けんめいしてくれている人、家のまわりでしている人など、あなたが知っていることを教えてください。

何年何組のだれだれさんが、いつ、どこで、どんな良いことをしていたかくわしく書いてください。

—青少年赤十字委員会—

ウ)ありがとうカード

見つけ出すだけでなく、見つけた人が、行った人に「ありがとうカード」を贈ることにしました。

私は、次のようなことをしてもらって、とてもうれしかった。ほんとうにありがとうございました。

年 組 名まえ

エ) 良いことは進んでやろう表づくり

意欲と継続化を図り、表づくりを考えました。

オ) 学級新聞に活動の様子をのせる

良いことをみんなのものにするということは大切なことだと考えました。

カ) 友だちは私の鏡カード

友だちの態度を通して、自分を見つめさせる中から心の豊かさを引き出していきたいと考えました。

キ) さそいあい運動、おかえし運動

「新しい友だちをひとりでも多くさそっていきましょう」ということや、「やってもらったんだから、その日のうちにあなたも何か仕事をしておかえししましょう」と活動の輪を広げていきましょう。

ク) ボランティア・サービス(V・S)カードを使って

活動を呼び覚ました中から、「気づき、考え、実行する」大切さを納得させ、損得を考えずに「係じゃないけど、よしやってやろう」という意欲を引き出していきました。そして、よいことがあれば、「それが青少年赤十字だよ、えらいね」と励ましました。



ボランティア・サービス・カード

月		日	時	分	NO.
問題の 発見	問題 (Needs) と その原因 (Why)				
問題の 解決	なにを (What)				
	いつ (When)				
	どのように して (How)				
()先生の所へ()の時間に相談に行きましょう。					
自己評価 ・反省					

ケ) 善意の行動の深まり

はじめのありがとうは、ごくあたりまえのことから始まりました。

- 鉛筆や消しゴムを貸してくれた。ありがとう。
- 本を忘れたとき、貸してくれた。ありがとう。
- 花の水を取り替えてくれた。ありがとう。
- ゴミを捨ててくれた。ありがとう。

そのうちに変化が見えてきました。それは意識的に仕事を見つけ出そうとする子どもがでてきたことです。

- 朝、机をいつもふいてくれる。ありがとう。
- げた箱をぞうきんでふいてくれた。ありがとう。
- 流しをみがいてくれた。ありがとう。
- 配せん台をいつもきれいにしてくれる。ありがとう。

など、係活動では見られないような仕事に気づいて、活動を始めてきました。

コ) 子どもの作文から

ささやかな育成指導ですが、その中から子どもたちは喜びや自意識の芽生えが感じられるようになりつつあります。

- 先生、ぼくオルガンが弾けるようになったよ。安子さんが毎日教えてくれたんです。ほんとうに安子さんありがとう。
- 野田さんが「きょう、いっしょに帰ろう」っていつてくれたんです。とってもうれしかった。野田さんとは仲良くしようと思います。
- 私は今まで「みんなのためになる」と思って一生けんめいそうじをしました。でも今では掃除をするととっても気持ちがいいんです。だから1日に1度そうじをしないと気がすみません。
- 私は今まで、何にもしませんでした。何か一つしたいと思います。
- みんながしているのに私は何もしない。はずかしい。

サ) 青少年赤十字を取り入れてみて

青少年赤十字を取り入れたささやかな指導をしてきましたが、子どもから「ボランティア・サービス(V・S)をしよう」という言葉がよく言われる。学校で決められたこと以上に、自分で仕事を探し、実行してくれています。実行したことが小さなことでも、それを誇りとし、「自分もみんなのためにできるんだ」という自信を得ているようです。

あまり目立たなかった子がすばらしいV・Sをしていたり、自分勝手な言動が多かった子がV・Sを通して友だちへの理解を深めているのを見ると、V・S指導が子どもの態度形成の上で、実践を通した連帯感を築き、自分で自分をよりよくしようとする自主性や創造性を養っているのではないかと思われます。

青少年赤十字では「気づき、考え、実行する」ことを大事にしていますが、本校では「気づく力」を重点においてきました。身の回りのことに「気づく力」があって、必要感や実行したいという気持ちが生まれてくると考えたからです。子どもたちは「気づきなさい」といっても気づいてはくれません。心のゆさぶり、感動、認め合い、発表など、子どもの心のほり起こしをする中から、子どもは徐々に変わってきています。

登録式の日アンリー・デュナンのやむにやまれぬ行為を聞いて涙ぐんだ子や、青少年赤十字活動資金による支援へのお返し、アルバムの返事などが心に残り、関心を広げて、人のためになることをしようとする心を高めることが、子どもたちの心を育て、人格形成をすることになるのではないかと考えさせられました。

職員の中でも「無関心な態度の子をなくそう」ということが話し合われました。結局は、グループ日記や作文を通して子どもの実態をつかみ、問題を掘り下げて、一人ひとりの子の心の耕しを十分にすることと、仕事を進んでかってでる実践的態度を作ることではないかとの結論に達し、この態度形成に「V・S活動」は自発的な実践活動を促進してくれました。それとともに子どもの育成には、欲求を高めることが重要であり、子どもの見方の視点として5つの欲求を掲げました。

欲求	ねらい	指導のおさえ
安全の欲求	<ul style="list-style-type: none"> ●排他的な雰囲気の中では、児童の活動は停滞する。のびのびした雰囲気の中で、明るく、楽しい仲間意識に支えられ、自己表現させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●明るく楽しい仲間づくり ●プライドを傷つけない ●親切で十分な説明 ●ユーモアがある ●好ましい環境づくり ●活動できる余裕がある
愛情の欲求	<ul style="list-style-type: none"> ●無関心であると心の活動が停滞する。友達への関心を高め認識を新たにして協力し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●声をかけ合う ●さそい合う ●ゲームの導入 ●歌 ●グループ制による指導を通して協力を学ばせる
承認の欲求	<ul style="list-style-type: none"> ●ささやかな活動でも児童の活動を認め、自発性を期待する。また活動については適度にほめ、認め、注意点も明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●実行したことを認める ●発表の機会をもつ ●活動内容をはっきりさせ、小グループでの活動を承認する ●おさえは担任、活動の主体は児童
進歩向上の欲求	<ul style="list-style-type: none"> ●やらされている意識の中では、あまり進歩が見られない。積極性を引き出し、納得させ、説得する中で、認識を深めさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●気づき、考え、実行する態度の育成 ●認識を深める ●計画力をつける ●予想をする力をつける ●さらに有効な方法を見つける ●よい物をたくさん見せる ●課題をはっきりさせる
行動遂行の欲求	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事をやり遂げた満足感で自己受容的になる。そこに反省が生まれ、行動意欲を高めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●やればできる ●失敗しても挫折感を味わうことのない活動 ●適度にほめ、適度に注意 ●準備をきちんとする ●時間と活動量の見定め ●リーダーは陰になって援助



地雷模型を手にするメンバー



Chapter **3** 第3章 青少年赤十字活動の実際
Activities of Junior Red Cross

1 活動の基本的な考え方

青少年赤十字は、実践活動を通して人格の形成を図ることをねらいとしています。ですから、実際の活動を重視します。「為すことによって学ぶ」という意味はここにあります。

つまり理念や精神は、実際の行動により強化され、自信を与え、強化された精神により次の行動が生み出されていくといえるでしょう。

青少年赤十字の活動は、「これをしなければならない」といった義務のようなものは基本的にありません。しかし、青少年赤十字では、赤十字の人道精神に沿った特色あるいくつかの具体的な実践目標を提案しています。それらが「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」活動です。

それぞれに「健康安全プログラム」や「青少年赤十字活動資金」「トピックアルバム作り」などの青少年赤十字ならではの特色ある活動が用意されていますが、これら以外の活動も、直接、間接に地域や世界の人々の平和と福祉のためにつながるような活動は自由に行うことができます。赤十字が直接の活動対象としていない環境保護・美化活動などを積極的に実践しているメンバーがいるのはそのためです。大切なのはどんな活動でも、その活動がどのような教育的配慮からなされているかということです。



高齢者の疑似体験をするメンバー



トピックアルバム

2 特徴あるプログラム

指導者の先生方をサポートするために、日本赤十字社では、指導者協議会の先生方と協力して各種研修の機会を提供しています。これらの機会に参加することで、他校の先生方とのネットワークもでき、青少年赤十字の運営、活動について互いに相談したり、役立つ情報や技術を交換したりすることができます。

また、指導者向けの研修の他、児童・生徒自身が参加できる体験学習の場である「青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター」も開催しています。



指導者対象の研修会



水がめを運んで水くみの大変さを経験する

3 運営の実際

幼稚園・保育所では

人格形成のために大切な幼児期に、青少年赤十字を取り入れ「生命の尊さ」を知り、幼児なりの奉仕の活動ができるよう導くことが大切です。また、幼稚園・保育所の現場では、青少年赤十字がこどもたちにより親しみやすく、わかりやすいように『こども赤十字』という呼び方をすることがあります。

青少年赤十字を活用する方法として、活動事例をご紹介します。

(1) 気づきを大切に～困った探し・よかった探し～

日常生活の中で「困ったこと」や、他の園児の「よかったこと」に気づかせる。その気づいたことについて、意見を共有することで、子どもたちは意欲的に行動するようになった。

(2) 食育

子どもたちが苦手とする野菜を栽培し、食への感謝の気持ちを育て、環境について考えさせた。

(3) 高齢者との交流

高齢者福祉施設を訪ね、季節に応じて、例えば七夕飾り作り、手遊びなどをするなどして交流した。

(4) NHK海外たすけあい募金

地図や地球儀、新聞記事、赤十字の「海外たすけあい」パンフレット等を使って、集めたお金がどんなことに役に立つのかを調べて子どもなりに話し合い、街頭募金への参加をした。

*NHK海外たすけあい募金は、日本赤十字社とNHKの共同事業です。

集まった資金は、日赤を通じ、海外の救援や開発協力事業に使われます。

(5) 子ども救急法

絵カードを使って子どもたちにけがの様子を見せた後、ビデオでけがの手当ての方法を学び、三角巾やハンカチを使って手当ての仕方を実践する。最終的に、ロールプレイングを通して、子どもたち同士で手当ての仕方を確認することができた。また、親子で学べる救急法もある。

親子で赤十字救急法を体験

ほーら、
これでもう
大丈夫！



こども赤十字だより 第3号
〇〇年〇月〇日

「とっさの手当てがいのちを救う」のご案内

家庭内や学校の一環として、内容は赤十字救急法を学びます。中々いざという時にいざという時に、思いもよらない事故や怪我をするものです。義務を怠ってしまったり、ドーナツにぶつかって鼻血から落ちたなど大人では考えられない事故が起きます。親子で簡単な応急手当ての技方を学び、いざという時に役に立てるようにしましょう。ネンシブもあおいに譲りますこととして。

・日 時 令和〇〇年〇月〇日
 ・場 所 結核菌科一室
 ・持ち物 公文西簿は5冊・三角巾・高圧巻布などをお持ち下さい。
 都合やすい服装でおいで下さい。
 当日は、この冊紙をお持ち下さい。

呼吸停止の応急処置
 けいせいのつまずき
 怪我の応急処置
 けいせいのつまずき
 怪我の応急処置

父母の幼稚園理解促進と親子のふれ合いをより深めることを目的に、母親参観の時に赤十字救急法を行いました。赤十字救急法を修了した教師2名が指導者となり、子どもたちにもわかりやすく、楽しくできるように寸劇風に行い、「おうちの人が倒れたらどうする？」の質問に「大人を呼びに行く」「病院に連れていく」など様々な答えが飛び出しました。

親が倒れたり、病気になるということをあまり考えたことのない子どもたちには、大変良い刺激になったようです。包帯をしてくれるお母さんを見て、安心と信頼の気持ちが増したようです。

3つの 態度目標について

青少年赤十字では、子どもたちに身につけて欲しい生活態度として『気づき』『考え』『実行する』の3つを掲げています。

これは子どもたちが日常生活の中で自分の周りの問題に気づき、工夫しながら自主的に行動できる基本的な生活態度を養うことをねらっています。

お互いに気持ちよく
生きるために、
今みんなには何が
できるかな？



『気づき』『考え』



- 次のことを考えてみましょう。
 - ウサギたちの行動に共通することは何ですか。
 - クマやおぼれているタヌキたちに共通することは何ですか。
 - 行動の結果はどうなりますか。
- 小鳥たちがくわえている木の札や動物たちの表情も考えるヒントです。もう一度、よく見て考えてください。

『実行する』ことができる子どもを育てる



上の絵を見ながら
考えてみましょう。

■ あなたは、どんなことに気が
づきましたか。

- 橋の上にいるウサギは、何をしようとしていますか。
- 走っているウサギは、何をしようとしていますか。
- カエルは何をしようとしていますか。
- リス、サル、キツネ、モグラがしていることは何ですか。

■ ウサギたちは、なぜこのように
なことをしているのでしょうか。

- それは、その相手や、まわりの様子を見ればわかります。
- クマはどうですか。
- タヌキはどうですか。
- カメはどうですか。
- 花はどうなっていますか。
- この他のことについても考えてください。

『気づき』『考え』『実行する』 ことができる子どもを育てる

『気づき』



■ウサギたちを行動に移させるもの

なぜ、ウサギたちが、このような行動をしたのでしょうか。それは、目の不自由なクマが困っていたからです。タヌキや花の生命があぶなかったからです。空き缶などで汚れていたからです。誰かがそうすることが必要だったのです。これをニーズ(必要性)と言います。ボランティアの出発は、気がつくことです。誰かが困っていることにまず気づくということです。

『考え』



■いまできる最善のこと

おぼれているタヌキに気がついたウサギが、できることとして他にどんなことが考えられるでしょうか。たとえば、救急車を呼ぶ、他の人に知らせるといったことも考えられます。いろいろ考えられることの中から、自分にでき、その場に最も必要なことを判断して行動します。

『実行する』



■思うだけではダメ

「タヌキがおぼれてる。助けなくては・・・」と思うだけで、タヌキが助かるでしょうか。思うだけでは助けになりません。誰かが困っていることに気付いても何も行動しなければボランティアにならないのです。

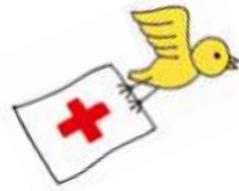
(注) 子どもが実際におぼれている人を助けようとする際には大きな危険が伴うことがありますので、指導者の適切な指導が必要です。

赤十字の7原則

1. 人道

赤十字は戦場で傷ついた人を敵、味方の区別なく助けたいという願いから生まれ、いつでも人間の苦しみをやわらげ生命と健康を守るために努力します。

赤十字は、世界の人々が互いに理解しあい、仲よく助け合って平和な世界をつくることに協力します。



2. 公平

赤十字は、国や民族、宗教などの違いによるどんな差別もしません。

赤十字は、苦しみをやわらげることに努め、最も苦しんでいる人から助けます。



3. 中立

赤十字は、いつでもみんなから信頼を受けるために、どんな争いの時でもどちらの側にもたちません。



4. 独立

赤十字は、国の助け合いの活動に協力し国の法律に従いますが、いつも赤十字の原則に従って自主的に行動します。



5. 奉仕

赤十字は、自らの意思によって活動し、その活動に対して金銭的な利益は求めません。



6. 単一

どんな国にも、赤十字は一つしかありません。

赤十字は、その国の全土にわたって活動します。



7. 世界性

赤十字は、世界的な機構です。

すべての赤十字はつねに協力しあいます。



小学校では

活動は年間を通じて意図的、継続的に行われ、子どもたちに定着し、いつでもどこでも実践できるように計画されることが大切です。年間計画は、加盟の仕方や学校での位置づけによって様々ですが、活動そのものに大きな差があるわけではありません。

計画は、学校行事や月の生活目標に関連させたり、いろいろな視点から立てることができます。計画を立てる時には、「無理なく継続できることを主眼とする」「子どもの立場にたったものにする」「子どもの主体性が育つように配慮する」「指導者の共通理解に基づくものにする」「危険防止、安全に十分配慮する」「地域団体(赤十字奉仕団、赤十字施設など)との共同活動も視野に入れる」「形式にとらわれない、活きた活動になるように工夫する」などに配慮し、学校や地域の実態を考慮して計画することが必要です。



年間活動計画事例(小学校)

月	活動	目標	活動目標・内容
通 年	〇〇一周マラソン	健康	一日一日の積み重ねにより、体力作りの習慣を身に付ける。
	朝の健康観察	健康	朝の会で健康観察をすることにより一人ひとりの健康状態を把握し、健康で明るい学校生活を送れるようにする。
	集団登下校	安全	自他の生命を尊重し安全な登下校ができるようにする。
	安全な廊下歩行	安全	校内での安全に気をつけ安全な生活を送れるようにする。
	V・S活動	奉仕	進んで人のため、学校のために役立つ活動をすることによって奉仕の精神を育てる。
	アルミ缶収集	奉仕	アルミ缶のリサイクル活動を通じて環境問題への理解と関心を深めるとともに奉仕の精神を育てる。
	ウサギ・ニワトリの世話	奉仕	生き物の世話を通じて思いやりの心を育てる。
	特別支援学級との交流	親善	樫の木組・ケヤキ組の子どもたちとの交流を通じて、一人一人のよさや違いを認め合い、共に生きていく態度を育てる。
	あいさつ運動	親善	明るくさわやかなあいさつができるように啓発する。
	交流給食	親善	一人ひとりのよさや違いを認め合い、好ましい人間関係を育てる。
4月	入学おめでとう集会	親善	全校での楽しい活動を通じ、1年生として全校の仲間に入ったことに誇りをもつ。
5月	青少年赤十字登録式	健康・安全 奉仕 国際理解・ 親善	青少年赤十字の意義を確認し、赤十字の一員としての自覚を持つ。

第3章 青少年赤十字活動の実際

月	活動	目標	活動目標・内容
6月	募金	国際理解・親善	募金を通じて開発途上国の子どもたちへの関心を深め、ボランティア精神を育てる。
	むし歯予防	健康	歯の衛生週間を中心に歯の健康について学習し、むし歯予防に努める。
	〇〇広場	親善	学級、縦割り清掃班での遊びを通じて仲間意識を育てる。
7月	なかま集会	人権	偏見や差別を無くそうとする態度を育てる。
	クリーン運動〇〇	奉仕	地域の清掃活動を通じて環境に対する意識を高め、ボランティア精神を育てる。
	幼・保との交流	親善	近隣の幼稚園や保育園との交流を通じて小学生としての自覚を高める。
10月	青少年赤十字集会	健康・安全 奉仕 国際理解・親善	青少年赤十字の「気づき、考え、実行する」の精神の実践化を図る。
11月	〇〇広場	親善	学級、縦割り清掃班での遊びを通じて思いやりの心を育てる。
12月	校内音楽会	親善	美しいものに感動する豊かな心を育てると共に、音楽会を通じて全校の絆を深める。
	NHK 海外たすけあい募金	親善・奉仕	募金を通じて思いやりの心を育てるとともに、社会や世界の問題に関心を持つ。
1月	〇〇広場	親善	学級、縦割り清掃班での遊びを通じて思いやりの心を育てる。
3月	送別遠足	親善	卒業する6年生に感謝の気持ちを持つとともに、全校の絆を深める。

※ NHK 海外たすけあい募金は、日本赤十字社とNHK の共同事業です。集まった資金は日赤を通じ、海外の救援や開発協力事業に使われます。

中学校では

基本は小学校と変わらず、学校教育のあらゆる機会のをとらえて意図的、継続的に計画されます。そこでは、生徒の自主性が一層育てられるように、生徒が自分たちの創意工夫で活動できる場を用意することが大切です。生徒が学校生活の中で学び、身につけた知識や技能を、具体的な行動として生活態度に表せる場を作り、決断させ、互いに協力しあって一つの仕事を成し遂げる喜びを共感させるようにします。

計画にあたっては、毎日の生活の中で日常的に心がけて実践されるような活動を大切に、青少年赤十字の3つの実践目標を踏まえた、学校や地域の実情に即した内容を工夫します。また、活動が学校全体や地域の人たちをも巻き込む時には、相手との話し合いの機会を持ち、喜んで受け入れられるようなニーズの発見に配慮したり、5W1Hを活用した実践のための具体案づくりを行い、実践後には、感想も含めた反省をきちんと行い、次のステップに活かすことが必要です。

これらのプロセスを意識的に身に付けることも大事なことでしょう。



年間活動計画事例(中学校)

月	活動	目標	活動目標・内容
通年	朝の健康観察	健康	朝の会で互いに健康状態を確かめることにより、互いを認め合い、健康的な学校生活を送ろうとする心情を高める。
	花づくり運動	奉仕	プランターに作った花を地域の公共施設に飾る。
	V・S活動	奉仕	生徒会が企画したボランティア活動に応じた有志が集まり、営繕活動や清掃活動を行う。
	使用済切手・ヘルマークの収集	奉仕	使用済切手を収集し、募金を行う。 ヘルマークを収集し、車椅子購入などの活動へとつなげる。
	生徒会新聞・委員会だより	親善	生徒会新聞で青少年赤十字に関する記事を掲載したり、委員会だよりで、実際の活動を紹介することにより、青少年赤十字の活動の理解を深める。
	あいさつ運動	親善	校門で笑顔であいさつを行う。
4月	新入生を迎える会	親善	中学校の伝統や生徒会や委員会の活動を紹介する。
5月	青少年赤十字登録式	健康・安全 奉仕 国際理解・親善	青少年赤十字の意義を理解し、日頃の活動が世界へとつながっていることを知る。
6月	トピック・アルバム作成	国際理解・親善	トピックアルバムを作成し、地域や学校の文化や伝統を紹介する。
	車椅子講習会	健康	ブラインド体験や車椅子体験を通じ、障がい者への理解を深め、支援の方法を知る。
	老人ホーム、福祉作業所での勤労体験	親善・奉仕	老人ホームや福祉作業所で勤労体験を行いながら、交流を深め、福祉体験を行う。

7月	手話の学習	奉仕・親善	手話の学習を通し、障がい者を理解し、施設との交流を企画する。
	公園の除草作業	奉仕	市内の公園の除草作業を行い、環境に関する意識を高める。
	暑中見舞い葉書の送付	親善	地域の一人暮らしの高齢者宅へ暑中見舞いを送る。
10月	チャリティバザー	親善・奉仕	家庭の余剰品や不要品などを持ち寄り、チャリティバザーを開催し、収益金を募金する。
11月	文化祭	親善	高齢者や障がい者を招待する。手話劇の上演
12月	年賀葉書の送付	親善	地域の一人暮らしの高齢者宅へ年賀葉書を送る。
	NHK 海外たすけあい募金	親善・奉仕	募金の主旨を理解するとともに街頭募金や校内募金を行う。
2月	ボランティアデー	親善・奉仕	取り組みたいボランティア活動ごとにグループをつくり、計画書をもとに活動を行う。
3月	卒業生を送る会	親善	1年間の活動をまとめ、伝統として在校生が受け継ぐようにする。

高等学校では

人道的な考え方や行動を身につけることによって、いつでもどこでも人間として適切な行動ができるよう具体的に次のようなねらいを設けます。

- ① 青少年赤十字、赤十字の歴史、性格、目的などについて学習する。
- ② 赤十字が行う救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法の講習で知識、技術を習得して、自他の健康と生命の安全に備える。
- ③ 災害救護や社会福祉などの奉仕活動に積極的に取り組む。
- ④ 親善活動を展開する。

年間活動計画事例(高等学校)

	学期	月	指導内容	活動内容
展 開 期	一 学 期	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラブの編成・登録 ・ 青少年赤十字(学習) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラブ活動の説明会、ポスター、チラシ、個人勧誘 ・ 青少年赤十字の歴史、性格、目的について調査研究する。(日赤本社・支部発行の資料やハンドブック、テープ等利用) ・ ゴールデンウィークを利用して動物園や公園で迷子相談、救護活動
		5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤十字(学習) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤十字の誕生とジュネーブ条約・赤十字の基本原則、日本の赤十字について調査研究する。(青少年赤十字欄と同じ。必要があれば講師を招く。)
		6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会と討議の形(講義) ・ 健康・安全 ・ 講習「水上安全法」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義後、その話を中心にさまざまな形で「話し合い」をしているいろいろの形を学ぶ。(55ページ会議の運営参照) ・ 校舎内や校庭における健康・安全の障害となるものを調査し改善する。公害や献血について研究する。 ・ 水のシーズンに備え受講する。日本赤十字社から講師を招く。
		7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏期休業中のV・S計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や地域社会における社会的、人道的奉仕を理解し実践計画を作成する。
		8	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ活動 ・ リーダーシップ・トレーニング・センター参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会、人形づくり、野外活動、レクリエーションなどの研究をする。 ・ 日赤支部主催のもの、自校主催のものなどに参加する。

	学期	月	指導内容	活動内容
展	二 学 期	9	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップ・トレーニング・センター報告会 ・文化祭準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップ・トレーニング・センター参加者報告会 ・展 示—青少年赤十字のPRと活動報告 ・舞 台—青少年赤十字の目的にそった歌や劇 ・バザー—自作のもの、不用なものの販売(収益金は活動費や施設への寄付にあてる)
		10	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭・体育祭 ・講習「救急法」 	<ul style="list-style-type: none"> ・救護係などで自主的、自発的に活動する。 ・文化祭の反省 ・日本赤十字社から講師を招き指導を受ける。
		11	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション研究 ・健康生活支援講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の潤滑油とすため楽しみながら技術を学ぶ。 ・日本赤十字社から講師を招き指導を受ける。
		12	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK海外たすけあい。 ・施設でクリスマス会を行う。 ・長期療養中の自校生を慰問する。
開	三 学 期	1	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ活動「親善」 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国や地方の学校と交流する。(アルバム、病気見舞カード、ギフトボックスなどの作成、使用済み切手整理など)
		2	<ul style="list-style-type: none"> ・美化運動 ・役員改選と活動費用計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内美化、緑化計画 ・役員改選 ・決算書を作成し、これをもとに来年度の活動費用計画をたてる。
		3	<ul style="list-style-type: none"> ・研究発表 ・年間反省会 ・メンバー増強 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人またはグループごとに作文(報告書)を書き発表する。 ・年間を通じての反省をする。 ・新入生へのPR、及び同級生の勧誘方法を検討する。(各種資料の用意)

第3章 青少年赤十字活動の実際

備考	<ul style="list-style-type: none">・ 年間を通しての活動 点訳奉仕、献血、清掃（駅前・歩道橋・公園・通学路）、一人暮らしの老人訪問、青少年赤十字活動資金、使用済みの切手集め、新聞発行。	
評価の例	<ul style="list-style-type: none">・ クラブ員相互が青少年赤十字の一員としての自覚を持ち、行動できるようになったか。・ 青少年赤十字と赤十字との関連が理解できたか。・ ボランティア・サービスの意味の共通理解ができたか。・ ひとりよがりの善意の押しつけにならなかったか。・ 救急法などの講習をどの程度習得したか。	

高校の青少年赤十字は、多くの場合、生徒の自主的な選択による部活動として行われています。また高校時代をいかに過ごすかは、その人の生涯のあり方を大きく左右するとも言われます。青少年赤十字での活動や体験がその後の職業選択にも大きく関係するケースが多いのも高校の青少年赤十字の特色と言えます。彼らの自主性を尊重し、育てながら以下の点に配慮して指導することが必要です。

① 高い理想を持ち、しっかりと現実を把握する

高校生にありがちな理論と実践のズレを正していく配慮が求められます。

② 意図的、計画的指導を行う

メンバーの自主性、自発性を尊重した活動を展開させるためには、意図的、計画的な指導が必要です。

③ 活動の輪を広める努力をする

ボランティア活動は、人間形成の過程において大切な「思いやりの心」を育てます。他の先生や生徒の理解と協力を得て、輪を広げるよう心がけます。

④ 定例会や活動には極力出席し、メンバーの動向をつかみ指導する。

⑤ 情報を共有・伝達する

会や活動の連絡などは、できるだけ多くの人の目につくように心がけます。誰の胸の中にもある「善意の心」は、ちょっとしたきっかけで行動に結びつきます。日本赤十字社各都道府県支部からの連絡や情報は、必ず目を通し、内容に応じてメンバーに渡すか掲示して、常に新しい情報、知識の吸収と伝達に留意しましょう。

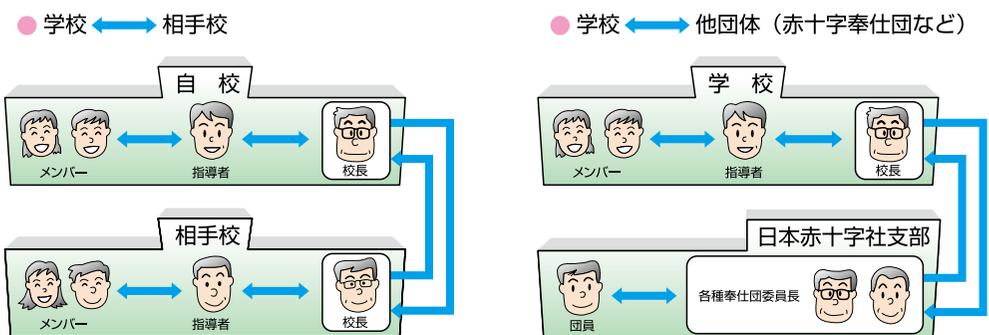
⑥ 指導者協議会に参加する

指導者としての悩みや指導事例を話し合ったり、活動状況等の情報交換ができます。(57ページ参照)

⑦ 諸機関、団体等との関係

青少年赤十字の活動にあたって日本赤十字社を始め、他のボランティア団体やNGO、青少年赤十字加盟校との連携が必要な場合もあります。しかし、これらの活動は学校の判断と責任によって行われるのが当然であり、生徒の判断や話し合いの結果だけでなされることのないよう留意する必要があります。

自主的に活動するクラブだからといって放任的な運営が許されるわけではありません。相手校や他団体に思わぬ迷惑をかけたり、事故にあつたりすることのないよう細心の配慮が必要です。



指導上の留意点

ここでは、指導者が留意すべきいくつかの点について簡単に解説します。

① 気づかせる雰囲気作り

気づき、考え、実行する態度を養うために、指導者は児童・生徒に「気づかせる」ような雰囲気づくりを積極的に行うとともに、気づかせるような投げかけも大切です。このとき、彼らの主体性への配慮を忘れないようにすることが大切です。

② 活動を評価(賞賛)する

子どもに限らず人間はやったことを認めてもらいたい気持ちをもっています。その場に応じた先生の賞賛、励ましは次の活動への原動力になります。

③ 適切な助言と新鮮なアイデアで

惰性になって新鮮さがなくなった活動は、児童・生徒をひきつける力が弱くなりがちです。このような時は、彼らのアイデアや自主性を生かした教師の助言が活動に新鮮さをもたらすことができるでしょう。計画、方法、処理などについて、子どもたちの創造性に留意した教師の示唆や助言が重要になってきます。

④ 活動の成果が見られる工夫を

児童・生徒にとって、自分たちの活動の成果が実績となって目に映ることが励みとなります。これは多少難しいことですが、彼ら自身がその成果を実感できるような工夫をしたいものです。

⑤ 子どもは教師を見て育つ

「子どもは、言われたようには育たない。見てきたように育つ。」などといわれます。気づき、考え、実行する、と試してみても指導者がそうした態度を示すことがなければ、決して子どもたちは変わりません。指導者自らが実践する態度をもちたいものです。

⑥ 赤十字の基本原則を守る

青少年赤十字の活動と運営は、赤十字運動の基本原則に反しないことが必要です。特に政治的、宗教的、思想的な性格の活動とは一線を画して活動を行うことが必要です。他の団体の活動に参加する場合にも、その団体、活動の性格等に留意したいものです。これは赤十字活動が誰からも信頼されるために必要なことです。

会議の運営について

1. メンバー相互の信頼により正しく運営されているでしょうか。
2. 上級生、下級生のわけへだてなく和気あいあいとした和やかな雰囲気
で開かれているでしょうか。
3. 和やかな雰囲気の中にも秩序正しく、規律ある会となっているで
しょうか。
4. 会議の持ち方、進め方などの運営上において、司会（議長）、書記な
どを決めて、要領よく進行しているでしょうか。
5. 会議録がきちんと整理され、決まったこと、次回に継続することな
ど、誰が見てもわかるようになっているでしょうか。
6. 会は定例日が決まっていて、時間が守られ、てきぱきと運営されて
いるでしょうか。
7. 部長や議長が一方的に会を進めて、指示的、命令的になっていな
いでしょうか。
8. 児童・生徒の自主性を尊重することはよいことですが、指導者に相
談せず自分勝手に進めていないでしょうか。
9. これらの点に十分留意して、指導者は必要に応じ、アドバイスやコ
ントロールをして民主的に運営されるようにしましょう。

活動のための費用は

青少年赤十字の活動は、児童生徒が主体的に行う活動という性質から、なるべく経費をかけないで活動する方法を考えることが基本といえるでしょう。

しかし、どうしても資金が必要になることもあります。その場合には、青少年赤十字が学校教育活動の一貫として実践されることから、学校の公費から支出されるのが一般的です。また、学校の予算的な制限や子どもたちが主体的に資金を捻出することを重視する視点から、様々な活動により資金を生み出しているケースもあります。

活動費用づくりの一例として次のようなものが行われています。

① 廃品回収

全校、地域家庭に呼びかけて、回収したものを業者に買い取ってもらう。
(集めて回るときは、交通事故等に注意すること。)

② 文化祭でのバザーなど

高校の青少年赤十字部などでは、文化祭でのバザー、購買部の手伝い、花を育て切り花として販売したりする例もあります。またPTA、青少年健全育成組織からの援助や労力援助を受けたり、資材等については、理解者の協力を得て調達するなどの働きかけをしてみることも考えられます。

このようにして作り出された資金は、有効に活用し、どのように使われたかを常にはっきりわかるようにしておきます。また、いざという時のために常時、学校内、廊下などに目的をうたった募金箱を置き、定期的集めることもできます。この場合、必ず募金総額とその用途を全校に報告することが大切です。

教師と児童生徒のための主な講習会など

① 青少年赤十字指導者講習会(教師対象)

各都道府県において、日赤支部又は指導者協議会が主催して青少年赤十字や指導者である先生方を対象にした講習会を開催しています。講習会では、赤十字や青少年赤十字、国際人道法などについての学習の他、学校の事例報告、指導法等の研究、協議、情報交換など指導に役立つ内容となっています。またこの他、日本赤十字社本社が主催する指導者中央講習会、リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会などがありますので積極的な参加をお願いします。さらに、ブロック単位での指導者講習会、加盟校の校長研修会などを開いているところもあります。

毎年行われている主な講習会

- ア) 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会(2泊3日)
- イ) 青少年赤十字指導者中央講習会(1泊2日)
- ウ) 全国指導主事対象青少年赤十字研究会(1泊2日)
- エ) 青少年赤十字指導者講習会(1日～3日)
- オ) 青少年赤十字加盟校校長・教頭講習会(1日～2日)
- カ) 青少年赤十字スタディー・センター(4泊5日)

② 青少年赤十字指導者協議会(教師対象) 本社

各都道府県には、青少年赤十字加盟校の先生方で組織され、各地域での青少年赤十字の運営、活動、指導等について研究協議する場として各都道府県に「青少年赤十字指導者協議会」があります。また年1回、各指導者協議会長が参加し、青少年赤十字の運営や活動について全国規模で協議する「青少年赤十字全国指導者協議会」も開かれています。

③ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター(児童生徒対象)

夏期休暇などに青少年赤十字の小、中、高校メンバーが参加する宿泊体験学習の場がリーダーシップ・トレーニング・センターです。青少年赤十字の最も特徴ある体験学習プログラムで、赤十字や青少年赤十字の歴史、赤十字基本原則、国際人道法などの学習の他、救急法、国際理解・親善、フィールドワーク、レクリエーション、活動計画づくりなど、バラエティーに富んだ内容のプログラムが組みられています。日赤支部や指導者協議会が主催したり、学校単位で開催しているところもあります。

4 地域・家庭との連携による活動の方法例

(1)PTAを通じた啓発

- PTA総会や理事会等の機会を利用して「青少年赤十字について」「活動内容について」の話をし、理解・協力を得る。
- PTAの授業参観を利用して「青少年赤十字の意義、歴史」の学級指導を公開し、親にも理解を深めてもらう。
- PTA活動の年間計画の中に、青少年赤十字に関する講演会を位置付ける。
- 地域別懇談会で議題の一つに青少年赤十字を取り上げる。
- PTA広報に青少年赤十字の紹介、生徒の活動状況、作文などを掲載する。
- 文化祭のとき、青少年赤十字コーナーを開設する(救急法の実技、スライドの上映、親善アルバムや手作りの慰問品、資料の展示)。

(2)PTAの協力事例

- V・S活動に要する道具、材料の提供(慰問品作りのための毛糸や布等)。
- 活動資金の援助。
- 校外清掃奉仕や地域清掃奉仕への参加。励ましの言葉。

(3)地域との連携

- 子ども会育成会から年間計画の中に、奉仕活動トレーニング・センターを取り入れたいとん申し入れがあった。学校から青少年赤十字担当教師が出向き、青少年赤十字の意義を説明し、活動の指導援助をする。話合いの結果、毎月第3日曜日を「愛郷奉仕の日」と名付け、親子そろって清掃奉仕をする。学校側も協力し、夏休みに親子トレーニング・センターを開催し、リーダーの養成を目指す。
- 家庭教育学級の研修内容に青少年赤十字を取り入れる。「ボランティアの意義」「ボランティア活動について」など。

- 関係機関との連携

- 行政との連携

- 行政の広報に、生徒の地域内清掃奉仕活動の状況や写真を掲載してもらう。清掃用具の援助。ゴミ処理の協力。

- 社会福祉協議会との連携

- 社協便りへの活動状況の掲載。福祉関係の情報提供。

(4)連携の結果

- 学校教育の場のみに限らず、家庭や地域においても青少年赤十字活動の実践の場や機会ができ、教育の定着化に役立った。
- 親や地域の人たちに青少年赤十字が理解されつつあり、V・Sの輪が次第に地域に広がっている。
- 地域でのV・S活動などを通して連帯意識が高まり、青少年の健全育成にも一役かうようになった(あいさつ、愛の一声運動など)。



奉仕団との合同炊き出し訓練

5 指導者のために

どんな教育活動も教育の成果は教師の指導いかにかかっているといえます。その点では青少年赤十字も例外ではありません。

青少年赤十字の指導者となった先生は、同僚の教師にも青少年赤十字の魅力を伝え、理解と共感の輪を広げてゆきたいものです。

- (1) 他の教師にも青少年赤十字活動への協力・理解を呼びかけましょう。青少年赤十字の指導理念、活動等について、他の先生にも機会あるごとに説明し、児童生徒への対応等への理解を促進しましょう。日頃から教職員間の意思の疎通を図っておく必要があります。
- (2) 自分と一緒に活動してくれる同僚や後輩を見つけ、後継の指導者に引き継げるように日頃から理解者、協力者を掘り起こすように努めましょう。
- (3) 指導に悩んでいたり、教材などを探している教師には積極的に「赤十字ではこんな機会があるよ」「赤十字に相談してみたら」などの助言を行いましょう。赤十字社から届く資料や印刷物、講習会、研修会やイベントなどの情報を同僚教師に回覧したり掲示したりして、赤十字のネットワークが学校教育に活用できることを紹介しましょう。

指導や活動などの壁に突き当たった時は、理解ある同僚教師、学校長はもちろん、青少年赤十字指導者協議会の経験ある指導者や他校の指導者などに相談することで良いヒントが得られることがあります。



Chapter **4** 第4章 資料編
APPENDIX

1 青少年赤十字の歴史

青少年赤十字の前身となる活動は、第一次世界大戦のさなかに、カナダ、アメリカ、オーストラリア、イタリアで、児童・生徒が先生の指導のもとに戦場の兵士に赤十字の仲介により慰問品を送ったり、兵士の留守家族への支援、あるいは赤十字事業である患者用衣類の作製、病院で使用する包帯巻きなどの援助をしたことに始まります。これらの活動は、大戦終結とともに解散するところが多かったのですが、アメリカでは、児童が自発的に奉仕活動を実践することは戦時に限らず、平時にも継続されてよいとして、戦争後も活動を続けました。その結果、児童・生徒による国際救援への奉仕活動と、そのことにより国際的視野を広げるという教育的効果が注目されることになりました。

一方、これまでの戦時救護に加えて、平時における健康の増進などの分野に赤十字の活動の場を広げるため、大正8年(1919年)に各国赤十字社の連合体として、赤十字社連盟を創設しました。また、先の大戦の時の児童・生徒の活動がヒントとなり、大正11年(1922年)、第2回連盟総会において、青少年赤十字の創設が決議されました。

このようにして、青少年赤十字が国際的に組織されることになり、日本においても同年、名称を少年赤十字として発足しました。当初、小学校5・6年を主な対象として結成されていた少年赤十字は、昭和9年(1934年)にいたり、対象を中学校、高等女学校、青年学校にも拡大しました。そして戦後の民主主義が始まったことを機に、昭和23年(1948年)、現在の「青少年赤十字」へと名称が統一されました。

第二次世界大戦後、昭和22年(1947年)の学制改革によって、青少年赤十字を新たな学校制度に適合させるため、アメリカ赤十字から派遣された顧問の指導のもと、「青少年赤十字手引き」を作成し、青少年赤十字の再出発を促しました。この改正により、メンバーの範囲は、小学校1年生から高校3年生までとなり、さらに幼稚園等の加盟も認めることになりました。また、加盟の単位も、学校単位ばかりでなく、児童・生徒会、あるいは学級やクラブ活動として加盟できるようになりました。この時期、青少年赤十字の活動も、現在の指導者・メンバー向け講習会や、国際親善活動としてのアルバム交換が再開されました、さらに、全国的な青少年赤十字指導者の協議会である全国補導者協議会(当時)が開催され、ほぼ現在の青少年赤十字の組織や活動の基礎ができあがったと言えます。

2 日本赤十字社の歴史

日本赤十字社は、明治10年(1877年)5月に博愛社として創立されました。これを提唱したのは佐野常民という人で、慶応3年(1867年)と明治6年(1873年)の2回、ヨーロッパを旅行して各国に赤十字という組織があることを知りました。

明治10年(1877年)、西南戦争が起こったとき佐野常民は元老院議員でしたが、同じく元老院議員の大給恒おぎゅうゆずると語り合い、ヨーロッパ各国にある赤十字と同じような組織をつくり、西南戦争における両軍の傷病者を救護しようと計画したのです。そしてそれを博愛社と名づけ、政府に願書ねがいしょを提出しました。

そこで、明治10年(1877年)5月1日のことです。佐野常民は願書をもって熊本に赴き、ときの征討総督有栖川宮熾仁親王ありすがわのみやたるひとしんのうに直接許可を願い出ました。5月3日、有栖川宮熾仁親王は博愛社の創設をお認めになりました。これが後の日本赤十字社です。日本赤十字社では5月1日を創立記念日と定めています。当時の博愛社の記章は、白地に赤十字ではなく、日の丸の下に赤で横に一本線を引いたものでした。

西南戦争が終わると、佐野常民らは我が国も世界の赤十字に仲間入りすることが必要だとして、とりあえず江戸時代の蘭学者シーボルトの長男、シーボルト男爵の援助を得て、政府にジュネーブ条約に加盟するよう働きかけました。こうして、日本政府は明治19年(1886年)6月5日、ジュネーブ条約に加わることになりました。

日本政府がジュネーブ条約に加盟したので、博愛社も明治20年(1887年)5月20日、名称を日本赤十字社へと改めました。そして、世界の赤十字の仲間にはいるために赤十字国際委員会に申請し、9月2日に承認されました。

3 青少年赤十字に関する主な国際決議

(1) 赤十字社連盟総会の決議（青少年赤十字の創設）

『青少年赤十字は、新しい平和の文明の備えをするために、健康の増進と青少年間における人間相互の連帯という国際的な精神を養うことを助成することにおいて、最も有効な要素の一つである。

すべての国の赤十字社が、青少年メンバーの条件はその国の学校組織にそれぞれ適応させるものとし、青少年赤十字として児童・生徒を登録する組織づくりに努力するよう勧告する。総会はこの運動の本来的な指導者であり、その成功がその協力にかかっているところの教職にあるメンバーの見解に沿うことに、この問題の基本的な重要性を認める。

青少年赤十字は、その国の子どもたちに平和の理想と、特に自分自身と他人の健康への注意に関する奉仕の実践、市民としての、また人間としての責任の理解と受容、及びすべての国の子どもたちに対する友好的な扶助の精神の育成と維持とを教えることを目的として組織される。』（第2回赤十字社連盟総会決議第23、1922年）

(2) ジュネーブ諸条約の条文

『この条約に加盟した国は、この条約の原則を自国のすべての住民に知らせるため、平時であると戦時であるとを問わず、自国においてこの条約の本文をできる限り普及させること、特に、軍事教育及びできれば、非軍事教育（一般教育）の課目の中で、この条約の研究を含ませることを約束する。』（第4条約144条ほか）

(3) 赤十字国際会議の決議（各国政府代表、各国赤十字代表参加、決議）

『1949年の第4ジュネーブ条約の144条は、本条約の文面および精神を全国民に知らせることが本条約を批准した政府の義務としているのに鑑み…また、青少年層をジュネーブ条約の精神において教育することが緊急であるのに鑑み…青少年赤十字がジュネーブ条約を青少年間に普及するための最も効果的な手段の一つであることが教育関係者によって認識されるようにすること、そして政府との交渉にあたり、各社は赤十字の歴史と目的及びジュネーブ諸条約の基本原則のための時間を組み入れるよう努力することを勧告する。』（決議第29、ニューデリー、1957年）

(4) 青少年への人道教育

『代表者会議は、人類が国際理解と平和を達成するためには、青少年に人道の諸原則を教えるのみならず、これらの原則を実践する機会を提供することが必要であると考え、赤十字は、ジュネーブ諸条約に現れている理想と価値とにより、かつ生命を保護するための事業によって、人道主義の教育に具体的に有効に貢献しうると考え、この分野における教育者の重大なる役割と赤十字が提供しうる諸手段とを認め、以下のことを勧告する。

a. 赤十字国際委員会

「赤十字国際委員会が各国政府に対し、軍関係機関のみならず学校関係当局その他を通じて、ジュネーブ諸条約の普及にあたるようにさせる努力を継続すること。」

b. 国際赤十字・赤新月社連盟

「国際赤十字・赤新月社連盟が各国赤十字社の採択する事業計画をたえず評価し、これにより青少年赤十字が学校当局と協力してこの分野において活動しうることとを確実にすること。」

c. 各国赤十字社

「各国赤十字社は、人道の諸原則を、いつ、いかなる場合においても守る必要性を強調するような情報資料の作成にあたって教育者に助言と援助をえること。」

(赤十字百周年会議、1963年、ジュネーブ)

(5) 世界教育者会議の決議

『各国赤十字社に対し、学校当局に対し友人の奉仕に関する関心を喚起し、教育を与えることに努める者からなる青少年赤十字委員会の設立を奨励すること、教育者に対し青少年赤十字活動を利用して青少年に人生の目的と問題に対処する機会を与え、他人に対する責任感を喚起することを勧告する。』(決議B、ローザンヌ、1963年)

4 赤十字とジュネーブ諸条約

1863年、ジュネーブで国際会議が開催され、16カ国の代表により赤十字規約が制定されました。これにより各国に救護団体を創設すること、赤十字をその標章として用いること等が定められました。翌64年には、スイス連邦政府によりジュネーブで外交会議が招集され、12カ国の政府代表が、1864年のジュネーブ条約に署名しました。

この最初の条約は陸戦における傷病兵を救援の対象としていましたが、その後、この条約を海戦、捕虜や文民(一般市民)も保護の対象に含めるなど、随時新しい条約が制定され発展しました。

(1) 1949年のジュネーブ四条約

(Geneva Conventions of 12 August 1949)

第二次世界大戦の経験を通じて明らかとなった、それまでのジュネーブ諸条約の欠陥・不備を補訂するため、1947年4月、「戦争犠牲者保護のための条約の検討のための各国政府専門家会議」がジュネーブで開かれ、ジュネーブ条約改正案および新たに戦時における文民の保護のための条約の第一草案が作成されました。翌1948年8月に開かれた第17回赤十字国際会議(ストックホルム)で修正が加えられ、1949年4月21日から8月12日までジュネーブで開かれた「戦争犠牲者の保護のための国際条約決定のための外交会議」で審議した結果、次の4つの条約が成立しました。

- ① 戦地にある軍隊の傷者および病者の状態改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約
- ② 海上における軍隊の傷病者および難船者の状態改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約
- ③ 捕虜の取り扱いに関する1949年8月12日のジュネーブ条約
- ④ 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約

このように採択された四条約の中で注目される点は、それまでジュネーブ条約の適用範囲外にあった内戦にも適用される条項をもち(共通第3条)、また、条約の明文上、保護が必ずしも十分ではなかった文民(市民)の保護を定めた条約を、第4条約として設けたこと等です。日本は1951年のサンフランシスコ対日講和条約署名に際し、ジュネーブ四条約加入を宣言、53年に加入しています。

(2) 1949年のジュネーブ四条約に対する追加議定書

(Protocols Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949)

四条約成立以後、国家間の武力紛争が減少する一方、内戦や民族独立のための紛争が激化しました。それらの紛争では、四条約の保護が及ばないゲリラ部隊が紛争の当事者となるが多かったのです。また、国連を中心に人権の考え方が戦後発達し、ジュネーブ条約にも影響を与えました。このような新しい動きを背景に、1974年から1977年まで、ジュネーブにおいて外交会議が開催され、長い議論の末、2つの追加議定書が採択されました。

第1追加議定書(国際的武力紛争の犠牲者の保護に関するもの)

第2追加議定書(非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関するもの)

日本政府は第27回赤十字・赤新月国際会議において、追加議定書締結に必要な検討を継続することを国際的に表明しました。これを受けて1999年4月には、日本赤十字社が事務局となり、外務省、防衛庁、文部科学省など政府関係機関や学識経験者が集まり、人道法関連事項の研究・情報交換及び、ジュネーブ条約の普及などについて検討する「国内委員会」が創設されました。

その後、2004年6月の有事関連7法(国民保護法等)の可決に伴い、同年8月31日に両追加議定書に加入しました。

さらに、赤十字の世界性を確保し、支援を必要としている人を一人でも多く救う環境を広げるため、2005年12月8日には「赤十字」「赤新月」に加え、新たに「レッドクリスタル(仮称)」の標章を採用するための第3追加議定が採択されました。(74ページ参照)

第3追加議定書(武力紛争時の救護要員などの保護に関するもの)

「レッドクリスタル(仮称)」は「赤十字」や「赤新月」と同じ意味を持つこととなります。(ただし、各国が同議定書の締約国になるためには、それぞれの国による批准・加入等の手続が必要になり、日本は締約国の手続はしていません)。

これにより、例えばイスラエルでは保護標章として「レッドクリスタル(仮称)」が使用されることになりました。表示標章として使用する場合は、独自の象徴的なマークをクリスタルの中に入れることもできます。



※レッドクリスタル標章を表示の標章として使用する場合はクリスタルの中に独自の象徴的なマークを入れることもできる

5

国際赤十字・赤新月運動の基本原則

(The Fundamental Principles of the International Red Cross and Red Crescent Movement)

第20回赤十字国際会議は、赤十字の活動の基盤である次の基本原則を宣言する。
(1965年 於ウィーン)

人道(Humanity)

国際赤十字・赤新月運動(以下、「赤十字・赤新月」)は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的および国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月は、すべての国民間の相互理解、友情、協力、および堅固な平和を助長する。

公平(Impartiality)

赤十字・赤新月は、国籍・人種・宗教・社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中立(Neutrality)

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時のいずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的・人種的・宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独立(Independence)

赤十字・赤新月は独立である。各国赤十字・赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるよう、その自主性を保たなければならない。

奉仕(Voluntary Service)

赤十字・赤新月は、利益を求めない奉仕的救護組織である。

単一(Unity)

いかなる国にもただ一つの赤十字・赤新月社しかありえない。赤十字・赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性(Universality)

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字・赤新月社は同等の権利を持ち、相互扶助の義務を持つ。

6 国際赤十字の概要

(1) 国際赤十字とは

国際赤十字とは、赤十字国際委員会(以下、ICRC)、国際赤十字・赤新月社連盟(以下、連盟)と、各国赤十字・赤新月社(以下、各国赤十字社)の3つを総称したもので、正式には「国際赤十字・赤新月運動」と言います。

(2) 赤十字国際委員会(ICRC)

(International Committee of the Red Cross)

中立の機関として、武力紛争の犠牲者に保護と救援の手を差し伸べます。

(設立の背景)

赤十字の創始者アンリー・デュナン(1828-1910)は、自らの体験をもとに1862年に自費出版した『ソルフェリーノの思い出』の中で、戦場の負傷者と病人は敵味方の差別なく救護すること、そのための救護団体を平時から各国に組織すること、この目的のために国際的な条約を締結しておくことの必要性を説きました。

この人道的発意を具体化するために4人のジュネーブ市民がデュナンに協力し、1863年2月17日、ジュネーブに5人から成る委員会「5人委員会」を設立したのが、「赤十字国際委員会(ICRC)」の始まりです。この委員会の呼びかけにより、同年10月、ヨーロッパ16カ国からの代表が集まりジュネーブで国際会議が開催され、救護団体を各国に創設すること、その標章として「白地に赤十字」を用いることなど10箇条からなる赤十字規約が採択され、1864年には最初のジュネーブ条約が締結されました。

(任務)

- ① 「赤十字の基本原則」の維持・普及
- ② 新しい赤十字社の創設を承認し、他の社に通告すること
- ③ ジュネーブ諸条約の尊重の確保、条約違反に関する申し立ての受理
- ④ 国際・国内紛争、国内騒乱に際して、中立機関として紛争犠牲者の保護と救援にあたること
- ⑤ 紛争による行方不明者等に関する安否調査
- ⑥ 紛争に備え、各国赤十字社、軍・民間の医療機関や関係当局と協力し、医療要員の育成及び医療資材の準備にあたること
- ⑦ 国際人道法の一層の理解と普及を推進し、その発展に取り組むこと
- ⑧ その他赤十字国際会議によって同委員会に委任された事項

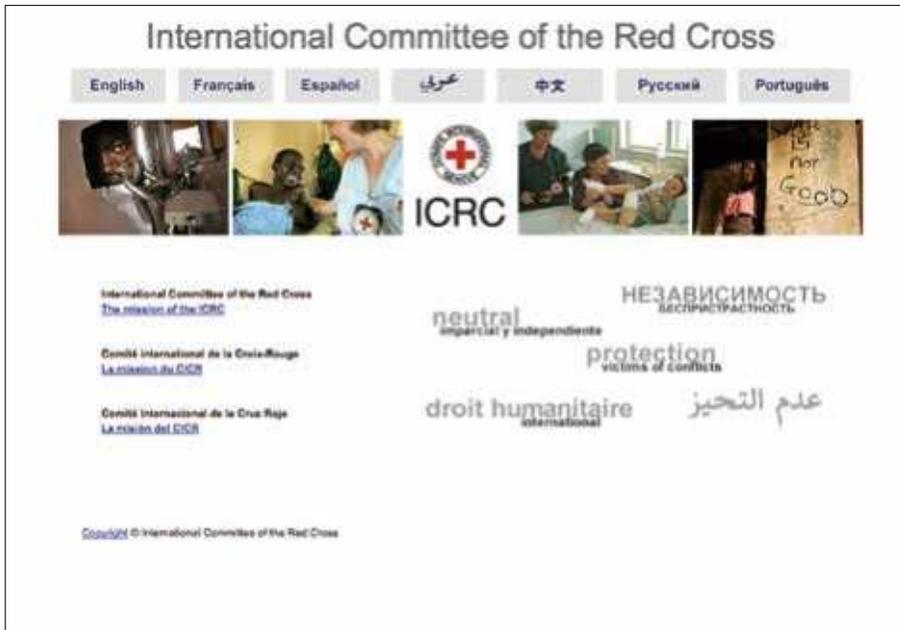
(機構および財政)

ICRCは、法人格を有する独立の民間団体で、本部はジュネーブにあります。ICRCの活動方針は、年8回開催される評議会(国際経験豊かで人道的活動に献身的なスイス国民15~25人で構成)によって決定され、その活動のすべては週1回開催される執行理事会(7人以内・評議員の中から選任)によって統括されています。

ICRC全体の財政は、約90%がジュネーブ諸条約締約国政府および欧州連合からの資金でまかなわれており、各国赤十字・赤新月社は約5%を任意で拠出しています。

各国赤十字社からの任意拠出金については、ICRC本部会計の次年度予算の7%を、連盟の分担金比率に基づいて、拠出目標額として各社に割り当てる制度となっています。

赤十字国際委員会ホームページ <http://www.icrc.org/>



(3) 国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC)

(International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies)

世界的ネットワークを有する人道援助機関として、特に災害救援分野において最弱者層を支援するとともに、各国赤十字社の発展に努めます。

(設立の背景)

第一次世界大戦終結後の1918年、アメリカ赤十字社戦時委員会委員長ヘンリー・デピソンは、日本赤十字社外事顧問蜷川新(にながわあらた)の発想を基に、「平時における健康の増進、疾病の予防および苦痛の軽減にあたる恒久的な世界的規模の団体として、各国の赤十字社を国際連盟に匹敵する組織に連合する」ことを提唱しました。

これを受け、1919年2月1日、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、日本の赤十字社の代表が五人委員会ならぬ「五社委員会」を結成し、協議を開始しました。

時代は赤十字の平時事業を強く要求したので、1919年5月5日、各国赤十字社の国際的連合体として赤十字社連盟の設立が決定され、この日が創立日となりました。1983年に赤十字・赤新月社連盟と名称が変更された後、1991年の第8回連盟総会の決議により、現在の「国際赤十字・赤新月社連盟」という名称となりました。

(任務)

- ① 各国赤十字社間の連絡調整・研究、各国赤十字社への支援
- ② 各国赤十字社の設立・発展の奨励促進
- ③ 自然災害や事故の被災者及び難民に対する救援
- ④ 各国赤十字社の災害救護体制の整備及び救護活動の支援
- ⑤ 「赤十字・赤新月の災害救援に関する原則と規則」に従い、国際救援活動の調整・指揮をすること
- ⑥ 各国赤十字社の公衆衛生、社会福祉事業への協力・支援・調整
- ⑦ 各国赤十字社による青少年への人道的理想の教育及び国際理解・親善の増進
- ⑧ 各国赤十字社の会員募集、赤十字思想普及の支援
- ⑨ ICRCとの調整のもと、紛争地以外での紛争犠牲者(国内避難民)への支援
- ⑩ 国際人道法の普及・発展への支援、協力
- ⑪ 国際的分野において各国赤十字社の公式の代表として、各社の信頼性の保護、利益の保護にあたること
- ⑫ その他赤十字国際会議により連盟に委託された事項の実行

(機構および財政)

連盟は、ジュネーブに本部を置く各国の赤十字・赤新月社の国際的連合体であり、独自の憲章をもった独立の人道的組織です。

連盟の最高議決機関は、通常2年毎に開催される国際赤十字・赤新月社連盟総会であり、連盟の方針および事業計画などにつき協議します。また総会は、会長、副会長、理事会メンバーとなる赤十字社の選出と事務総長を任命する機能を有しています。

連盟本部予算の半分は、国連の分担金比率や各社の財政能力等をもとにして算出される各国赤十字・赤新月社の分担金によりまかなわれています。

国際赤十字・赤新月社連盟ホームページ <http://www.ifrc.org/>



(4) 各国赤十字・赤新月社

(National Red Cross / Red Crescent Societies)

(背景と任務)

1864年以降、ヨーロッパを中心として創設された各国赤十字社は、急速に世界各国に広がりました。第二次大戦後は、アジア・アフリカで次々と独立国が誕生したので、赤十字社または赤新月社の数も増加し、2022年4月現在192の社が承認されています。

当初、各国赤十字・赤新月社の事業は、紛争や災害時の救護活動が主でしたが、特に第一次大戦後、平時における災害対策、医療・保健、社会福祉、青少年育成といった分野にも事業範囲が拡大しました。

(承認の条件)

新設社がICRCによって正式に承認されるには、次の10項目の条件(1948年第17回赤十字国際会議により制定)を満たさなければなりません。

- ① 当該国政府が1949年のジュネーブ諸条約の締約国であること
- ② 一国一社で、その社を代表する本社を有していること
- ③ 当該国政府により奉仕救護機関として正式に認知されていること
- ④ 赤十字の基本原則に従って活動を行うに足るだけの権利が認められていること
- ⑤ ジュネーブ諸条約に従って、赤十字または赤新月の名称と標章を使用すること
- ⑥ その使命と責任を効果的に果たし得るように組織されていること
- ⑦ 当該国の全域及びその属領にわたって活動を行うこと
- ⑧ 人種、性別、階級、宗教、政治的意見によって、国民の参加を拒絶しないこと
- ⑨ 国際赤十字・赤新月運動規約を堅持し、各国赤十字・赤新月社及び国際機関と連帯すること
- ⑩ 赤十字の基本原則、とくに公平・独立・世界性を尊重し、ジュネーブ諸条約の精神に従ってすべての事業を実施すること

7 赤十字のマーク(標章)

赤十字や赤新月のマークは、本来、紛争時に軍の衛生部隊に所属する人、建築物、施設、車両および資材を保護するためのものです。

しかし、各国赤十字社等は、平時においては各国国内法(わが国では「赤十字の標章および名称等の使用の制限に関する法律」他)に従い、これらのマークを表示のために使用することができます。

(1) 赤十字 Red Cross



赤十字の標章は、スイス国旗の赤地に白い十字の配色を反転させたものです。これは1863年、「五人委員会」の提案によって召集された16カ国の代表36人がジュネーブに会合し、赤十字運動の基盤となる赤十字規約を作った歴史的な国際会議において誕生しました。

(2) 赤新月 Red Crescent



トルコは1865年にジュネーブ条約に加入しましたが、最初セルビアと、ついでロシアとの戦争中の1876年、スイス連邦政府に対して、白地に赤十字のマークはイスラム教徒の兵士に不快の念を抱かせるので、トルコは赤十字の代わりに自国の国旗の新月を白地に赤で描いたものを使用すると通告してきました。

当初ロシアは、トルコが一方的にジュネーブ条約を変更することに対して抗議しました。しかし戦争中であったため、トルコがロシアの赤十字を尊重することを条件にロシアはトルコの赤新月を尊重することに同意しました。

こうして赤新月のマークは1929年のジュネーブ条約改正の際に正式に承認され、イスラム教国の多くがこれを使用しています。

(3) レッドクリスタル(仮称)

Red Crystal



2005年12月赤十字の国際会議で、宗教や政治上の理由で上の2つのマークを使えない国のために新しく「白地に赤いひし形」のマークを追加しました。(ジュネーブ諸条約の第3追加議定書)

8

各国赤十字社・赤新月社等一覧(令和3年4月1日現在)

国際委員会承認順	国名	国際委員会承認年	マーク	国際委員会承認順	国名	国際委員会承認年	マーク	国際委員会承認順	国名	国際委員会承認年	マーク	国際委員会承認順	国名	国際委員会承認年	マーク
1	ベルギー	1864	+	49	エルサルバドル	1925	+	97	タンザニア	1963	+	145	チャド	1988	+
2	イタリア	1864	+	50	カナダ	1927	+	98	トリニダード・トバゴ	1963	+	146	モザンビーク	1988	+
3	スウェーデン	1865	+	51	ドミニカ共和国	1927	+	99	ブルンジ	1963	+	147	ドミニカ国	1989	+
4	ノルウェー	1865	+	52	オーストラリア	1927	+	100	ベナン	1963	+	148	セントビンセント及びグレナディーン諸島	1989	+
5	スイス	1866	+	53	インド	1929	+	101	マダガスカル	1963	+	149	ソロモン諸島	1991	+
6	オーストリア	1867	+	54	ニュージーランド	1932	+	102	ネパール	1964	+	150	セーシェル	1992	+
7	トルコ	1868	☺	55	イラク	1934	☺	103	ジャマイカ	1964	+	151	セントクリストファー・ネイビス	1992	+
8	オランダ	1868	+	56	ニカラグア	1934	+	104	ウガンダ	1965	+	152	アンティグア・バーブダ	1992	+
9	英国	1870	+	57	ハイチ	1935	+	105	ニジェール	1965	+	153	ナミビア	1993	+
10	デンマーク	1876	+	58	エチオピア	1935	+	106	ケニア	1966	+	154	スロバキア	1993	+
11	ルーマニア	1876	+	59	ホンジュラス	1938	+	107	ザンビア	1966	+	155	チエコ	1993	+
12	ギリシャ	1877	+	60	ミャンマー	1939	+	108	マリ	1967	+	156	スロベニア	1993	+
13	ベルー	1880	+	61	アイルランド	1939	+	109	クウェート	1968	☺	157	クロアチア	1993	+
14	アルゼンチン	1882	+	62	リヒテンシュタイン	1945	+	110	ガイアナ	1968	+	158	セルビア	1993	+
15	ハンガリー	1882	+	63	シリア	1946	☺	111	ソマリア	1969	☺	159	ウクライナ	1993	+
16	米	1882	+	64	レバノン	1947	+	112	ボツワナ	1970	+	160	バヌアツ	1993	+
17	ブルガリア	1885	+	65	フィリピン	1947	+	113	マラウイ	1970	+	161	マルタ	1993	+
18	ポルトガル	1887	+	66	モナコ	1948	+	114	レソト	1971	+	162	アンドラ	1994	+
19	日本	1887	+	67	パキスタン	1948	☺	115	バーレーン	1972	☺	163	赤道ギニア	1994	+
20	スペイン	1893	+	68	ヨルダン	1948	☺	116	モリタニア	1973	☺	164	トルクメニスタン	1995	☺
21	ベネズエラ	1896	+	69	インドネシア	1950	+	117	シンガポール	1973	+	165	ウズベキスタン	1995	☺
22	ウルグアイ	1900	+	70	サンマリノ	1950	+	118	バングラデシュ	1973	☺	166	アルメニア	1995	+
23	南アフリカ	1900	+	71	スリランカ	1952	+	119	フィジー	1973	☺	167	アゼルバイジャン	1995	☺
24	フランス	1907	+	72	ドイツ	1952	+	120	中央アフリカ	1973	+	168	ベラルーシ	1995	☺
25	チリ	1909	+	73	アフガニスタン	1954	☺	121	ガンビア	1974	+	169	北マケドニア	1995	+
26	キューバ	1909	+	74	大韓民国	1955	+	122	コンゴ共和国	1976	+	170	ブルネイ	1996	☺
27	メキシコ	1912	+	75	朝鮮民主主義人民共和国	1956	+	123	バハマ	1976	+	171	キルギス共和国	1997	☺
28	中国	1912	+	76	ラオス	1957	+	124	バブアニューギニア	1977	+	172	キリバス	1997	+
29	ブラジル	1912	+	77	チュニジア	1957	☺	125	モーリシャス	1977	+	173	パラオ	1997	+
30	ルクセンブルク	1914	+	78	スーダン	1957	☺	126	エスワティニ	1979	+	174	タジキスタン	1997	+
31	ポーランド	1919	+	79	ベトナム	1957	+	127	トンガ	1981	+	175	ジョージア	1997	+
32	フィンランド	1920	+	80	モロッコ	1958	☺	128	カタール	1981	☺	176	ガボン	1999	+
33	タイ	1920	+	81	リビア	1958	☺	129	イエメン	1982	☺	177	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2001	+
34	ロシア	1921	+	82	ガーナ	1959	+	130	ルワンダ	1982	+	178	モルドバ	2001	+
35	コスタリカ	1922	+	83	リベリア	1959	+	131	ジンバブエ	1983	+	179	クック諸島	2002	+
36	コロンビア	1922	+	84	モンゴル	1959	+	132	ベリーズ	1984	+	180	カザフスタン	2003	☺
37	パラグアイ	1922	+	85	カンボジア	1960	+	133	サモア	1984	+	181	ミクロネシア	2003	+
38	エストニア	1922	+	86	ナイジェリア	1961	+	134	バルバドス	1984	+	182	コモロ	2005	☺
39	ポリネシア	1923	+	87	トゴ	1961	+	135	カーボベルデ	1985	+	183	東ティモール	2005	+
40	ラトビア	1923	+	88	シエラレオネ	1962	+	136	サントメ・プリンシペ	1985	+	184	イスラエル	2006	◆
41	エクアドル	1923	+	89	ブルキナファソ	1962	+	137	ギニアビサウ	1986	+	185	パレスチナ	2006	+
42	アルバニア	1923	+	90	コンゴ民主共和国	1963	+	138	アラブ首長国連邦	1986	☺	186	モンテネグロ	2006	+
43	グアテマラ	1923	+	91	マレーシア	1963	☺	139	セントルシア	1986	+	187	モルディブ	2011	☺
44	リトアニア	1923	+	92	アルジェリア	1963	☺	140	ギニア	1986	+	188	キプロス	2012	+
45	エジプト	1924	☺	93	カメルーン	1963	+	141	アンゴラ	1986	+	189	南スーダン	2013	+
46	パナマ	1924	+	94	コートジボワール	1963	+	142	スリナム	1986	+	190	ツバル	2015	+
47	イラン	1924	☺	95	サウジアラビア	1963	☺	143	ジブチ	1986	☺	191	マーシャル諸島	2017	+
48	アイスランド	1925	+	96	セネガル	1963	+	144	グレナダ	1987	+	192	ブータン	2019	+

+は赤十字社(157社) ☺は赤新月社(34社) ◆はイスラエル・ダビデの赤盾社
 ※標章としての赤新月の向きについては、特に定めはない。それぞれの社が設立時に右向き又は左向きを定める。

9 活動中の事故防止と保険

青少年赤十字では、実践目標のひとつに、「健康・安全」を取り上げており、もとよりメンバー各自が事故に遭遇することのないよう注意しています。

しかし、事故はいついかなるときに起こるかわかりません。万一の場合には、(独)日本スポーツ振興センターおよび(公財)スポーツ安全協会が取扱う給付制度があります。

(独)日本スポーツ振興センターでは、災害共済給付契約を結んでいる児童・生徒が在学中に、学校の管理下において発生した災害に際して、その治療費や見舞金の給付を行います。青少年赤十字の活動で、学校の教育計画に組み込まれている場合の災害では同センターの給付が受けられます。

しかし、自主的なブロック、地区などのトレーニング・センターや校外での奉仕活動などは年度当初の教育計画に含まれていないものも多々あり、これらの活動は学校の管理下と解されず、給付が受けられないことがあります。

給付に関する詳しい情報は、同センターのホームページでもご覧いただけます。
(<https://www.jpnsport.go.jp>)

このような場合に、(公財)スポーツ安全協会の給付を受けることができます。各学校においてこれに加入できますので、活用されるようお勧めします。

また、日本赤十字社が主催する行事等において事故が発生した場合には、その性質と程度によっては、日本赤十字社の見舞金制度の適用を受けられることがあります。



10 青少年赤十字の歌について

(1)「空は世界へ」について

昭和21年、青少年赤十字の再建を機に、メンバー集会などで合唱できる歌を作ろうと、毎日新聞社の後援を得て歌詞を一般公募した結果、杉江健次・健介親子の作品が選ばれました。

当時、杉江さん親子は、埼玉県騎西町に疎開していましたが、文章を書くことが好きだった健次さんは、少年雑誌等へよく投稿していたそうです。作詞活動としては、「空は世界へ」のほか、「騎西音頭」や上原謙、田中絹代などが出演した戦時中の映画の主題歌があります。健介氏は、日本山岳会に所属する登山家でもあり、カントリー・ヨーデルの専門家でもあります。

(2)「青少年赤十字の歌」と山田耕筰について

昭和29年、それまでの「こども赤十字の歌」に対して、青年らしい歌がほしいということから「青少年赤十字の歌」が制定されました。日本赤十字社の依頼により青少年赤十字の歌を作曲した山田耕筰は、1886年(明治19年)6月9日、東京に生まれました。本名は耕作。幼年時代、義兄ガントレットに西洋音楽の手ほどきをうけ、関西学院中等部を経て東京音楽学校(現東京芸術大学)を卒業。1910年から13年までドイツ留学。帰国後の1914年(大正3年)、日本最初の交響楽演奏会を開催、その後、カーネギーホールでの自作の管弦楽曲による演奏会や日本歌劇協会の創立など、わが国交響楽運動やオペラ運動の創始者となりました。



空は世界へ

杉江健次 } 合作詞
杉江健介 }
橋本國彦 } 作曲

1. そーらは せかいへ つづいてる
 そーらは せかいを だいている みんな
 ごらんよ あの一そらーをー
 そーらが ぼくらの わたしらの ところよ
 ところよ しょうねん せきじゅう じー

空は世界へ

- 一、空は世界へ つづいてる
 空は世界を だいている
 みんなごらんよ あの空を
 空が僕らの 私らの
 ところよ心よ 少年赤十字
- 二、花はだれにも匂ってる
 花はやさしく 匂ってる
 みんなごらんよ あの花を
 花が僕らの 私らの
 すがたよ姿よ 少年赤十字
- 三、星はどこでも 光ってる
 星は仲よく 光ってる
 みんなごらんよ あの星を
 星が僕らの 私らの
 ほこりよ誇りよ 少年赤十字
- 四、旗は十字の 愛の旗
 旗はかがやく 愛の旗
 みんなごらんよ あの旗を
 旗が僕らの 私らの
 するしよ印よ 少年赤十字

青少年赤十字の歌

山田耕祐 作曲
田中進兵衛 作詞

1. 明 けそめる おおぞらに みなぎる ひかり あふれるいのち
われらわ こうど -われら わ こうど - け
ん こうのあ しなみそろ え すすむの だか がやくみちを
ひとす じ -に かが や くみち -を -

青少年赤十字の歌

一、明 けそめる 大空に

みなぎる光 あふれるいのち
われら若人 われら若人
健康の足並そろえ

進むのだ かがやく途を
ひとすじに かがやく途を

二、さしのべる手を 組んで

あわせる力 つらぬくまこと
われら若人 われら若人
清純の ちかいにこそり
尽すのだ 世界のために
人のため 世界のために

三、海こえて へだてなく

呼び合う心 ゆき交うこだま
われら若人 われら若人
親善の 結びもかたく
仰ぐのだ 十字の旗を
ひるがえる 十字の旗を

11 「総合的な学習の時間」における実践例

(1) 環境問題（青森県小学校）

「雪にも酸性雨があるだろうか?」という疑問から、雪を溶かして調べたところ酸性だった。近くの山の湧き水を調べたところ、今度は中性という結果がでた。このことから、環境問題をより深く学ぶようになった。

(2) 環境問題（福井県小学校）

県内にある日野山登山道に、道案内板や頂上までの距離看板を設置したり、樹木名や花を描いた看板を設置した。

(3) インターネットの活用（群馬県中学校）

地域学習の一環として、生徒が自主的にインターネットを活用して市内の名所や「おいしい水」「おすすめショップ」を調べ、地域の活性化を目指した。この様子は自分たちのホームページにおいて写真などを使い、分かりやすく紹介している。

この取り組み以降、学校内のコンピューター室の利用が増え、生徒自身の自主性も向上した。

(4) 伝統文化（京都府小学校）

二条城の観光客に「京都のいいところ」を取材。京菓子や京言葉など「昔から続くもの」を探す。調べたことをいろいろな方法で発表した。

(5) 高齢者疑似体験学習（福井県中学校）

ゴーグルやおもり、サポーター等をつけて、階段の昇り降りや、お茶を飲む体験を通じて自分自身が高齢者の立場に近づいたことで、高齢者の想いや願いを実感し、自分のできることは何であるかを考えることができた。

(6) 「いらっしゃい、手作りおもちゃしょうてんがい」（愛媛県小学校）

自然や身の回りの材料を活かしておもちゃを作り、「おみせやさん」を開いた。地域のお年寄りを招待して、人とふれあう楽しさを味わった。自ら創り出したもので、お年寄りや友達と共に存分に遊んだ経験は、人やものとの温かいかわり方を学ぶことができ、相手を理解する活動となった。

(7)ふるさと学習（長野県小学校）

地域の人と交流を深め、たくさんの人に喜んでもらえることをテーマに、自分達の手で育てた芋や蕎麦を地域の老人を招いていっしょに食べたり、近隣の福祉施設に年齢に幅をもたせた班を構成して訪問活動を行っている。

(8)モンキーセンターとの交流（滋賀県小学校）

手足に障がいのあるサルが誕生しているというモンキーセンターのニュースに接し、児童の代表が同センターを訪ねたことから、同センターとの交流が恒例になった。児童の環境問題への意識が深まり、学校農園で栽培した無農薬サツマイモを贈る活動へと発展している。

(9)アルミ缶を集めて車イス（滋賀県小学校）

全校児童でアルミ缶を集め、近隣の独居老人ホーム「淡海荘」へ車イスを送った。この取り組みは数年間続けられている。学校に通う児童の多くは核家族。お年寄りとおふれあうきっかけがあまりないため、この活動を通してお年寄りとのふれあいも生まれている。



12 赤十字に関する豊富な資料や教材

CD・ビデオ(VHS)・CD-ROM・DVD

題名	内容	時間	対象	制作年度
国際赤十字	国際赤十字の歴史と発展、活動を描いた社会科資料ビデオ	23分	中学生以上・指導者	1997
青少年赤十字の歌	「空は世界へ」、「青少年赤十字の歌」など18曲を収録したCD	45分	小学生以上	2000
ヘルプマンの大冒険	赤十字の基本原則をアニメーションで分かりやすく説明	14分	小学校低学年	1999
アンリー・デュナン物語	デュナンの生い立ちから赤十字の創設、晩年までを描いたビデオ紙芝居	15分	小学生以上	2000
The story of an idea (ひとりのアイデアから始まった赤十字)	アンリー・デュナンが赤十字を誕生させるきっかけや国際赤十字について紹介した英語のアニメ(日本語字幕)	4分	中学生以上・指導者	2004
青少年赤十字の世界 (CD-ROM)	アンリー・デュナンや国際赤十字、青少年赤十字について解説(ヘルプマンの大冒険を含む)		小学校高学年以上	2001
生きる力と思いやりを 育て	指導者、保護者を対象に、赤十字の理念や青少年赤十字の目標、具体的な活動を新しい情報とともに紹介	22分	指導者	2007
赤十字この一年	各年の日本赤十字社の活動を紹介	13分	小学校高学年以上	毎年
Our world, our challenges	国際赤十字が直面する世界各地の問題や赤十字の活動を映像と音楽で紹介	4分	中学生以上・指導者	2007
ハイチ大地震救援活動: 国際赤十字の一員とし	2010年1月にハイチで発生した大地震に対する発生直後からの救援の記録	5分	中学生以上・指導者	2010
明日を信じて～日本赤十字社スマトラ島沖地震・津波災害復興支援5年間の軌跡～	2004年12月に発生したスマトラ島沖地震・津波災害に対する日赤の5年間の支援の記録	7分	中学生以上・指導者	2009
ミャンマー・サイクロン 中国大地震～緊急救援から復興支援へ～	2008年5月、相次いで発生したミャンマー・サイクロン、中国大地震の記録	9分	中学生以上・指導者	2009
国際人道法入門	国際人道法の基礎を紹介	23分	赤十字関係者	2003
人道法の探究 紹介ビデオ・生徒向けビデオ	「人道法の探究」プログラムの紹介ビデオと指導に使う生徒向けビデオが収められたDVD(日本語吹替版)	61分	中学生以上・指導者	2010
阪神・淡路大震災 赤十字救護活動の記録	1995年1月に発生した同災害における日赤の活動を紹介	30分	中学生以上・指導者	1995
能登半島地震災害救護活動	2007年3月に発生した同災害における日赤の活動を紹介	12分	中学生以上・指導者	2007
一人ひとりの命のために	新潟県中越地震とスマトラ島沖地震・津波災害の活動を紹介したDVD	20分	一般	2005
東日本大震災 被災地での40日間	2011年3月に発生した同災害における日赤の救護活動、支援事業の紹介	14分	一般	2011

題 名	内 容	時間	対 象	制作年度
東日本大震災復興への歩み	2011年3月に発生した日赤の支援事業の紹介(発災から半年後)	13分	一般	2011
献血“声”は届いているか、“こころ”は届いているか?	血液事業の概要と献血ボランティア活動を紹介	28分	中学生以上・指導者	2000
おしえてけんけつちゃん	小学生を対象にした献血教材用DVDビデオ	10分	小学生以上	2007
人は、人のチカラになれる	献血による輸血で健康を回復した少女の実話などを紹介したDVD	12分	小学生以上・指導者	2009
八月の二重奏	献血推進映画。急性白血病の妹とそれを支える家族の5年間の闘病と、その後イーハトーブ学生奉仕団を立ち上げた姉の物語	45分	小学校高学年以上・指導者	2010
ダブルスカイ!	献血推進映画。将来を期待されていたハンドボール選手が、ある日突然急性リンパ性白血病の宣告を受け、試練を乗り越えるため命の限り戦い抜いた実話。	48分	小学生以上・指導者	2011

刊行資料(青少年赤十字関係資料)

書 名	対 象	制作年度
赤十字の父 アンリー・デュナン	小学生以上	毎年
赤十字をつくった人 アンリー・デュナン	小学生以上	2010
青少年赤十字ハンドブック※	小・中・高メンバー	適宜改訂
WHY NOT? JUNIOR RED CROSS	指導者	2000
YES! WE ARE JUNIOR RED CROSS	指導者	2000
青少年赤十字指導者用手引き(5版)※	指導者	2008
WHY don't you try?(青少年赤十字国際交流ガイドブック)※	指導者	2008
青少年赤十字健康安全プログラム※	指導者	2007
あなたの心を表現しよう!	小学生以上	2008
青少年赤十字トレーニングセンター・ガイドブック※	小・中・高メンバー、指導者	適宜改訂
気づき・考え・実行する児童・生徒を育むために ■青少年赤十字活動実践事例集■	指導者	2004
青少年赤十字機関紙	小・中・高メンバー	毎年1回
青少年赤十字指導情報	指導者	毎年1回
せきじゅうじってなんだろう※	小学生	2008
世界で生きるこどもたち	小・中・高メンバー、指導者	2008
青少年赤十字モデル校報告集(平成19・20・21・22・23・24年度版)	指導者	2011
青少年赤十字指導案集 CD版すぐに役立つ108 指導者2009	指導者	2009
人道的価値観をはぐくむ 国際人道法学習プログラム 誰もが人間らしく生きるために	指導者	2013
青少年赤十字防災教育プログラム まもるいのち ひろめるぼうさい	指導者・一般	2015

刊行資料(赤十字全般に関する資料)

書名	対象	制作年度
赤十字のしくみと活動	指導者・一般	毎年
赤十字の使命と活動	一般	毎年
赤十字の国際活動2010	(高校生、指導者)、一般	隔年
知っていますか。赤十字マークの意味	小学生以上	2006
赤十字の諸原則(ジャン・ピクテ著)※	指導者	適宜
赤十字条約集	指導者	1982
1949年のジュネーブ条約及び追加議定書の要旨	指導者	1993
ソルフェリーノの思い出(第13版)※	高校生・指導者	1994
国際人道法の発展と諸原則	指導者	2000
国際人道法～あなたの質問にお答えします～	中学生以上・指導者	2001
ジュネーブ条約及び追加議定書の基本的法則	指導者	2002
児童・生徒のための国際人道法ワークブック※	小学生以上	2000
人道法の探究 人道法教育のための指導者手引き※	指導者	2005
赤十字と国際人道法～普及のためのガイドブック～	高校生以上・指導者	2006
赤十字ボランティア活動ブックレット1(赤十字って何?)※	指導者・一般	2005
〳 2(赤十字奉仕団って何?)※	指導者・一般	2007
〳 3(赤十字ボランティア活動の進め方)※	指導者・一般	2005
〳 4(日本赤十字社を知ってみよう)※	指導者・一般	2005
〳 5(赤十字ボランティア活動のリーダーになろう)※	指導者・一般	2006
〳 6(赤十字ボランティア活動メニューブック)※	指導者・一般	2007
〳 7(ジュネーブ条約と赤十字の基本原則)※	指導者・一般	2007
〳 8(防災ボランティアになろう!!)※	指導者・一般	2004
みんなのボランティア大百科	小学校高学年以上	2000
赤十字奉仕団活動事例集ー地域赤十字奉仕団ー(平成18、19、20年度)	一般	2007、2008、2009
赤十字奉仕団モデル活動報告書集 ー平成18～20年度指定ー	一般	2009
赤十字奉仕団モデル活動報告書集 ー平成19～21年度指定ー	一般	2010
ルールを守ってたのしい水泳・水遊び※	一般	2013
知っておきたい こどもの看病 手当のしかた※	一般	2011
阪神・淡路大震災	一般	1996
災害時のこころのケア※	一般	2003
ボランティアとこころのケア※	一般	2008
災害が起こったときに※	一般	2011

書名	対象	制作年度
知っていれば安心ですーAEDの使用に関する救急法ー※	一般	2011
救急法の基礎知識～備えあれば安心～※	一般	2011
幼児安全法講習教本※	一般	2011
救急法講習教本※	一般	2011
救急法基礎講習教本※	一般	2011
水上安全法講習教本※	一般	2007
雪上安全法講習教本※	一般	2007
健康生活支援講習※	一般	2009
災害基本データブック(平成16年度版)	一般	2011
災害救助活動事例集	一般	2005
愛のかたち献血	一般	年2回
赤十字病院の活動と特色 ご存じですか?赤十字病院の5つの顔	一般	2010
赤十字病院の活動と特色	一般	2010
国際協力を知る本(4冊)	小学校高学年以上	1999
世界災害報告	高校生以上、指導者、一般	毎年
Children and War	中学生以上、指導者、一般	1998
赤十字シンポジウム報告書	関係者・一般	毎年
世界の赤十字社、赤新月社	赤十字関係者・(一般)	2003
Review of Activities(日本赤十字社の英文ガイドブック)	外国向け	2011
紛争時の各国赤十字・赤新月社の役割に関するガイドライン	赤十字関係者・(一般)	2003
赤十字幼児安全法 乳幼児の一次救命処置※	一般	2015
赤十字防災啓発プログラム 地域で考える災害時の備え※	一般	2014

これらの資料のご利用については、日本赤十字社各都道府県支部または本社へお問い合わせ下さい。
また※は(株)日赤サービスにて購入可能です。(Tel. 03-3437-7515)

赤十字の創始者

アンリー・デュナン



生いたち

赤十字の創始者、ジャン・アンリー・デュナンは、1828年5月8日、スイスのジュネーブに生まれました。

デュナン家はジュネーブ市の名家で、父のジャン・ジャック・デュナンは、ながく国会議員をつとめ、また、親のいない小さな子どもたちの保護や貧しい家庭の救済につくしました。

母はアンヌ・アントワネット・コラドンといい、熱心なクリスチャンでした。デュナンは父母の愛情を一身に受け、とりわけ、母からはキリスト教のしつけによって育てられました。

18歳になったデュナンは、信仰心の厚い青年で、ジュネーブの公共福祉協会のメンバーの一人として活動し、気の毒な人々を訪れては慰めました。

21歳のとき、銀行に勤めましたが、そのかたわらキリストの教えをひろめる運動に参加し、週一回の学習会を開き、その会を「木曜会」と名づけました。

また、デュナンは、同じようにキリスト教の活動に熱心な各国のグループに呼びかけて国際的な組織を作ることを提案しました。後に、この提案がきっかけでYMCA世界同盟が創立されました。

アルジェリアへ

1853年、デュナンが25歳のとき、勤めていた銀行の仕事で、北アフリカのアルジェリアに行きました。

アルジェリアは、当時フランスの植民地で、デュナンはこの地に深い関心を持ち、アフリカの言語や民俗、地理などを勉強しました。

1854年、アルジェリアを再び訪れたデュナンは、ドイツ人アンリー・ニックを通じて19エーカーの土地を買い求め、銀行をやめて、そこに製粉会社を建て開発事業を始めました。

しかし、彼が夢みたアルジェリアでの事業は、やがて土地や水利の問題、それに資金のやりくりなど次々に難問にぶつかり、思うにまかせなくなりました。

思い余ったデュナンは、こうした問題を解決するために、フランス皇帝ナポレオン三世に会い、いろいろお願いをしようと考えました。

カスティリオーネにて

デュナンがナポレオン三世に会う目的でアルジェリアを旅立ったとき、フランスはイタリア統一戦争の最中で、サルディニアと手を結びオーストリアと激しく争っていました。

1859年6月24日、サンマルティーノ、ソルフェリーノ、カヴリアーナなど北イタリアのロンバルディア平原の全面およそ20キロメートルにわたってオーストリア軍17万とフランス・サルディニア連合軍15万が攻撃を開始し、19世紀最大といわれる戦いが展開されたのです。

1日で4万人にもものぼる死傷者を出したこの激戦の翌日、デュナンは戦場に近いカスティリオーネという小さな町にやってきました。そこで、血みどろになって息たえる兵士たちの救いを求める叫び声や苦痛と絶望のうめきなど、まるでこの世の地獄を思わせる光景に出会ったのです。

デュナンは我を忘れ、カスティリオーネの町の人々と力をあわせ、「みんな同じ人間どうし」という合い言葉のもと、敵味方の差別なく、次々と教会に運ばれてくる負傷者の救護にあたりました。しかし、多くの負傷者を前にして、医師が足りず十分な手当をうけることもできずに次々と死んでいく惨状が、デュナンの胸をつきました。

彼は、アルジェリアの自分の事業のことなど忘れ、負傷者の悲惨な状況と救護の不足を訴え、捕虜になっているオーストリア軍の医師の釈放をナポレオン三世にお願いしました。

7月1日には、皇帝は、デュナンの願い出をとり入れた命令を出して、救護の活動に加わる医師の数をふやすことができました。

また、デュナン自身も、それからしばらくの間はカスティリオーネにとどまって、引きつづき救護活動にあたりました。

赤十字創設への活躍

戦いが終り、ジュネーブに帰ったデュナンにとって、カスティリオーネでの体験は、忘れようとしても忘れることのできない出来事でした。

彼は、アルジェリアでの事業のことを決して忘れたわけではありませんが、いまの自分には、それよりももっと大切な、急がねばならない仕事があるように思えるのでした。そして、彼は、この時の戦場の状況や救護の体験をひとつの書物にまとめることを始めました。

約1年を費やしてまとめられた手記「ソルフェリーノの思い出」は、1862年11月に出版されました。デュナンは、この手記の中で、平時から各国に救護団体を組織しておくこと、そしてこの救護団体の保護に関する国際的な約束のとりきめが必要なことを提案しました。

この書物は、たちまち世界中の反響を呼び、フランスではビクトル・ユゴーが、イギリスではチャールズ・ディッケンズがこの本を紹介して賞賛し、また、ヨーロッパの多くの国の王家や元首が、この提案の実現に協力と援助を申し出ました。やがて、デュナンのこの提案は、地元のジュネーブにおいて実現することになりました。

1863年2月、ジュネーブ公共福祉協会の総会で、彼の提案に協力することが決められ、法律家のギュスターブ・モワニエ、医学博士ルイ・アツピア、同じくテオドル・モノワール、スイス軍の総司令官をつとめたことのあるアンリー・デュフル將軍、それに提案者のアンリー・デュナンの五人を委員に選びました。この「五人委員会」が、後の赤十字国際委員会になります。

五人委員会は、やがてヨーロッパ各国に手紙を出して16カ国から代表を集め、1863年10月26日から4日間会議を開きました。そして、この会議で傷病者は敵味方の差別なく救うこと、救護にあたる人々は中立としてあつかうことなど10カ条の赤十字規約がつくられ、また、この国際的な救護団体のしるしとしてスイスの国旗の色を逆にして白地に赤十字とすることを決めました。

デュナンは、この会議において書記としての役割を果たしていましたが、会議の途中、オランダのバスティング博士が立って「みなさん！この人道的な原案を生み出した真実の親は、いったい誰でしょうか。それはアンリー・デュナン氏です。人類の恩人アンリー・デュナン氏に感謝をこめて心からの拍手をおくろうではありませんか」と発言しました。

書記の席にいたデュナンは、この突然の光栄に立ち上がって目礼し、手記「ソルフェリーノの思い出」の提案が具体化したことを心からよこびました。

その翌年の1864年6月、こんどはスイス政府の名でヨーロッパ各国に手紙が送られ、8月8日から22日まで、ジュネーブで国際会議が開かれ、最初のジュネーブ条約が12カ国の政府代表によって調印されました。

デュナンの願いであった二つの提案は、ここに実を結びました。

その後の生活

赤十字設立のため一生懸命働いたデュナンは、自分の生活をかえりみるひまもありませんでした。そして、事業のための借金がたまり、ついに裁判所から破産の宣告を受けてしまいました。このため、ジュネーブを去り、パリに向かうことになりました。ジュネーブ条約が生まれてから3年後の1867年、39歳のときでした。

一方、この年、パリで開かれた万国博覧会の赤十字展示館には、赤十字の創始者としてデュナンの大きな胸像が飾られました。日本赤十字社の創始者佐野常民が「赤十字」を初めて知ったのは、この博覧会に日本の代表として参加したからです。

ジュネーブを離れてからのデュナンの生活は、決して楽ではありませんでした。しかし、デュナンは、赤十字の活動のこと、ジュネーブ条約の普及のこと、世界の国々に赤十字をひろめることに深い関心をもって行動し、フランス・ドイツ・イギリスなどの国をまわって赤十字の種をまきつづけました。

1870年、プロシアとフランスとの間に戦いが起きた時には、早速フランスの皇后に老人・婦女子のための中立地帯や医薬品の受付けや管理にあたる町を設けることなどを相手国のプロシアと相談するようお願い出ています。

忘れ去られた人

その後、ヨーロッパ各地を放浪し、経済的にも貧しく、時々健康を害していたデュナンは、1887年、スイスのボーデン湖畔のハイデンという小さな町に身をよせました。デュナンは病気になりましたが、町にある県立病院の院長であるアルテル博士の厚意によって、この病院に入院することができました。

1895年8月、67歳のデュナンに会ったバウン・ベルガーという新聞記者が、「その名を忘れ去られた男」という記事をまとめ発表しました。赤十字の創始者であるアンリー・デュナンが、全く世の人々から忘れ去られていたことを報じたこのニュースは、多くの人々の胸を打ちました。そして王室・政界・軍人・司教など、あらゆる方面からお見舞いの手紙や援助の手が差しのべられました。

1901年、デュナンの多年にわたる功績をたたえ、第1回のノーベル平和賞がおくられました。彼は、その多額の賞金をスイスとノルウェーの人道的な事業のために寄付しました。

1910年10月30日、美しい湖の見える病院の一室で82才の生涯をとしました。全世界の人々は、赤十字の父、アンリー・デュナンをたたえ、デュナンの誕生日である5月8日を「世界赤十字デー」として記念しています。



赤十字の年表

国際赤十字・赤新月運動のあゆみ		世界と日本の動き		日本赤十字社のあゆみ	
1828	アンリー・デュナン、ジュネーブに生まれる			1822	佐野常民、佐賀に生まれる
		1834	モールス「電信機」発明	1839	大給恒、江戸に生まれる
1849	デュナン、ジュネーブの銀行に就職	1840	アヘン戦争（～42）		
		1848	仏で2月革命。独で3月革命		
1854	デュナン、アルジェリアに製粉会社を設立する仕事に従事（～58）	1850	太平天国の乱（～64）		
		1853	クリミア戦争 ペリーが浦賀に来航（～56）		
1859	デュナン、ソルフェリーノの戦場で傷病兵を敵味方の区別なく救護	1854	日米和親条約。日本開国		
		1858	幕府5カ国通商条約		
		1859	イタリア統一戦争（仏・サルジニア 対オーストリア）（～61） ターウィン「種の起源」 安政の大獄		
1862	デュナン、「ソルフェリーノの思い出」出版	1860	桜田門外の変		
1863	五人委員会誕生 16カ国の代表がジュネーブに集まり、赤十字規約を作る赤十字の標章決定	1861	アメリカ南北戦争（～65）		
1864	12カ国により初のジュネーブ条約調印	1862	生麦事件		
1867	第1回赤十字国際会議（パリ）	1863	リンカーン、奴隷解放宣言	1867	佐野常民、パリ万国博覧会（赤十字館）視察
		1864	第1インターナショナル結成		
		1867	大政奉還・王政復古宣言 マルクス「資本論」		
		1868	明治維新、五カ条の御誓文		
		1869	スエズ運河開通		
1870	デュナン、普仏戦争で被災者救護	1870	普仏戦争（～71）		
		1871	パリ・コミュン ドイツ帝国成立 日本、廃藩置県	1873	佐野常民、ウィーン万国博覧会視察
1875	「五人委員会」を「赤十字国際委員会」と改称	1872	日本、学制制定。太陽暦採用		
		1876	ベル「電話機」完成	1877	西南戦争で負傷者救護 佐野常民、大給恒、博愛社設立
		1877	西南戦争		
		1884	アフリカ分割に関するベルリン列国会議（～85）	1886	博愛社病院設立
		1885	日本、内閣制度制定 第1次伊藤内閣成立	1887	博愛社を日本赤十字社と改称、赤十字国際委員会から承認される
		1886	日本政府、1864年のジュネーブ条約調印	1888	磐梯山噴火、初の災害救護
		1889	第2インターナショナル結成 大日本帝国憲法公布		

第4章 資料編

国際赤十字・赤新月運動のあゆみ		世界と日本の動き		日本赤十字社のあゆみ	
1890	アウグスタ基金組織			1890	看護婦養成開始
				1891	渋谷に病院を移転
				1892	本社病院開院
		1894	日清戦争（～95）	1894	日清戦争救護（～95）
		1895	レントゲン「X光線」発見		
		1896	第1回近代オリンピック開催（アテネ）		
1899	ジュネーブ条約の原則を海戦に応用するハーグ（ヘーグ）条約成立			1899	病院船「博愛丸・弘済丸」完成
1901	デュナン、世界初のノーベル平和賞受賞	1900	北清事変（～01）	1900	北清事変救護
		1901	ノーベル賞創設	1901	日本赤十字社条令認可、社団法人として登記
		1902	日英同盟	1902	佐野常民死去
		1903	ライト兄弟初飛行		
		1904	日露戦争（～05）	1904	日露戦争救護（～05）
1910	デュナン死去 ナイチンゲール死去	1910	日韓併合	1910	大給恒死去
1912	フローレンス・ナイチンゲール記章制定	1911	日本関税自主権を回復		
1914	青少年赤十字の芽生（～17）	1912	大正と改元	1912	皇后陛下（後の昭憲皇太后）から国際赤十字に基金下賜
1917	赤十字国際委員会、ノーベル平和賞受賞	1914	第一次世界大戦（～18）	1914	第一次世界大戦救護（～16）
1919	赤十字の平和事業拡張を目的とする5カ国（日・英・仏・伊・米）会議 赤十字社連盟設立	1917	ロシア革命		
		1918	原敬内閣成立		
		1919	ベルサイユ条約		
1920	第1回赤十字社連盟総会 第1回ナイチンゲール記章授与	1920	国際連盟設立	1920	日本赤十字社看護婦3名第1回ナイチンゲール記章受章 ポーランド孤児救済
1922	青少年赤十字の誕生			1922	ロシア避難民救済 最初の青少年赤十字発足
		1923	関東大震災	1923	関東大震災救護
		1926	昭和と改元	1926	第2回赤十字東洋会議（東京）
1929	捕虜の待遇に関するジュネーブ条約成立	1929	世界経済恐慌		
1934	第15回赤十字国際会議開催（東京）	1931	満州事変	1931	満州事変救護
		1932	五・一五事件		
		1933	ニューディール政策	1934	第15回赤十字国際会議開催（東京）
		1936	二・二六事件		
		1937	日中戦争	1937	日華事変から第二次世界大戦終結までの救護活動
		1939	第二次世界大戦（～45）		
1944	赤十字国際委員会、第2回目のノーベル平和賞受賞	1941	太平洋戦争関門海底トンネル開通		
		1945	広島、長崎原爆投下、終戦	1945	米国赤十字社、日本赤十字社再建に協力
		1946	国際連合成立 日本国憲法公布		

国際赤十字・赤新月運動のあゆみ		世界と日本の動き		日本赤十字社のあゆみ	
1948	国際会議「赤十字平和宣言」決議	1948	世界人権宣言	1948	赤十字奉仕団結成 青少年赤十字組織変更
1949	世界赤十字デー制定 1949年8月12日のジュネーブ四条 約成立				
1950	赤十字社連盟憲章議決	1950	朝鮮戦争（～53）		
		1951	サンフランシスコ講和条約、日米安 全保障条約調印	1952	血液銀行開設 日本赤十字社法制定
		1953	日本政府、1949年のジュネーブ諸 条約加入	1953	中共・ソ連地区の邦人引揚交渉
		1956	日ソ国交回復。日本政府、国連加盟	1956	北朝鮮在住邦人引揚交渉 広島原爆病院完成
		1957	外務省が初の外交青書を発表	1958	長崎原爆病院完成
1959	赤十字思想誕生百周年記念	1958	東京タワー完成	1959	伊勢湾台風災害救護 在日朝鮮人北朝鮮帰還援助（～67）
1963	国際赤十字百周年記念 アンリー・デュナン記章制定 国際委員会、連盟、ノーベル平和賞 受賞			1963	連盟理事会で日本赤十字社提案の 「核兵器の使用、実験禁止決議」可 決
1965	国際会議「赤十字基本原則」決議 ベトナム戦争犠牲者救援	1964	東京オリンピック	1965	第1回献血運動推進全国大会
		1965	日韓基本条約調印 ベトナム戦争激化	1966	学校法人日本赤十字学園設立
		1966	中国文化大革命		
		1969	人類が初めて月に到達		
		1970	大阪で日本万国博覧会	1970	東南アジア太平洋地域青少年赤十字 国際セミナー「ごんにちわ'70」開 催
				1971	在日朝鮮人北朝鮮帰還援助再開
		1972	沖縄復帰。日中国交回復		
		1973	オイルショック		
		1975	ベトナム戦争終結 インドシナ難民の大量流出始まる	1975	ベトナム難民援護事業（～95）
1977	ジュネーブ条約追加議定書採択			1977	日本赤十字社、創立100周年記念 式典、本社社屋再建
		1978	日中平和友好条約調布		
		1980	イラン・イラク戦争（～88）	1983	「NHK海外たすけあい」キャンペー ン開始
		1984	アフリカの飢饉拡大	1985	群馬県御巢鷹山の日航機墜落事故救 護班派遣
		1986	チェルノブイリ原発事故		
		1989	ベルリンの壁崩壊 天安門事件 昭和天皇崩御、平成と改元		
1991	赤十字社連盟が国際赤十字・赤新月 社連盟に改称	1990	東西ドイツ統一	1991	雲仙普賢岳噴火災害救護
		1991	ソ連崩壊。湾岸戦争		
		1992	カンボジアPKO派遣	1993	北海道南西沖地震災害救護

第4章 資料編

国際赤十字・赤新月運動のあゆみ		世界と日本の動き		日本赤十字社のあゆみ	
1994	国際赤十字・赤新月社連盟設立 75 周年	1995	オウム真理教地下鉄サリン事件	1995	阪神・淡路大震災救護
				1996	ペルー日本大使公邸人質事件救護班派遣・活動
				1997	日本赤十字社・創立 120 周年記念式典
1999	ジュネーブ四条約採択五十周年			1999	国際人道法フォーラム開催（東京） 核酸増幅検査（NAT）の導入
		2001	米国同時多発テロ事件	2000	三宅島噴火災害救護
		2002	サッカーW杯日本・韓国共同開催	2001	インド西部大地震における初の E R U（緊急対応ユニット）の導入
		2003	イラク戦争	2002	日本赤十字社法制定 50 周年・創立 125 周年 有珠山噴火災害救護
		2004	日本政府、ジュネーブ諸条約第一、第二追加議定書加入	2004	新潟県中越地震災害救護 スマトラ島沖地震・津波災害救援 福井豪雨災害救護
2005	ジュネーブ諸条約第三追加議定書採択 （新たな保護標章について規定）	2005	京都議定書発効	2005	愛知万博に国際赤十字・赤新月パビリオンを出展 パキスタン北部地震災害救援
2006	国際会議において「赤いクリスタル標章（公定訳未定）」を承認	2007	原油価格大高騰	2007	能登半島地震災害救護 新潟県中越沖地震災害救護
		2008	世界同時不況	2008	ミャンマー サイクロン災害救援 中国大地震災害救援 平成 20 年岩手・宮城内陸地震災害救護
2009	赤十字思想誕生 150 周年			2009	近衛社長がアジア人として初めて国際赤十字・赤新月社連盟会長に就任
		2010	ギリシャ財政危機	2010	ハイチ大地震災害救護
		2011	独裁体制崩壊「アラブの春」	2011	ニュージーランド地震被災者支援 シリア人道危機救援 東日本大震災救護・復興支援
2012	昭憲皇太后基金創設 100 周年	2012	東京スカイツリー完成	2012	フィリピン南部台風災害救援
		2014	集団的自衛権の行使容認を閣議決定	2013	フィリピン中部台風災害救援 近衛社長が国際赤十字・赤新月社連盟会長に再選
2015	赤十字基本原則 50 周年	2015	米・キューバ国交回復	2014	西アフリカ・エボラ出血熱救護
		2018	米朝首脳会談（史上初）	2015	ネパール地震災害救護
		2019	令和と改元	2016	熊本地震災害救護
2019	国際赤十字・赤新月社連盟設立 100 周年	2019	令和と改元	2017	バングラデシュ南部避難民救援
		2020	新型コロナウイルス感染症のまん延	2018	平成 30 年 7 月豪雨災害救護 北海道胆振東部地震災害救護
		2021	核兵器禁止条約 発効 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会	2019	令和元年台風第 19 号災害救護
				2020	クルーズ船への救護班等派遣 令和 2 年 7 月豪雨災害救護
				2021	ハイチ地震災害救護 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会医療スタッフ派遣

本社・支部所在地一覧(2022年4月現在)

本社・支部		
施設名	所在地	TEL
本社	105-8521 東京都港区芝大門1-1-3	03 (3438) 1311
北海道支部	060-0001 北海道札幌市中央区北1条西5	011 (231) 7126
青森県支部	030-0861 青森県青森市長島1-3-1	017 (722) 2011
岩手県支部	020-0831 岩手県盛岡市三本柳6地割1-10	019 (638) 3610
宮城県支部	981-0914 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎	022 (271) 2251
秋田県支部	010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館	018(864) 2731
山形県支部	990-0023 山形県山形市松波1-18-10	023 (641) 1353
福島県支部	960-1197 福島県福島市永井川字北原田17	024 (545) 7997
茨城県支部	310-0914 茨城県水戸市小吹町2551	029 (241) 4516
栃木県支部	320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028 (622) 4326
群馬県支部	371-0833 群馬県前橋市光が丘町32-10	027 (254) 3636
埼玉県支部	330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町3-17-1	048 (789) 7117
千葉県支部	260-8509 千葉県千葉市中央区千葉港5-7	043 (241) 7531
東京都支部	169-8540 東京都新宿区大久保1-2-15	03 (5273) 6741
神奈川県支部	231-8536 神奈川県横浜市中区山下町70-7	045 (681) 2123
新潟県支部	951-8127 新潟県新潟市中央区関屋下川原町1-3-12	025 (231) 3121
富山県支部	930-0821 富山県富山市飯野26-1	076 (451) 7878
石川県支部	920-8201 石川県金沢市鞍月東2-48	076 (239) 3880
福井県支部	918-8011 福井県福井市月見2-4-1	0776 (36)3640
山梨県支部	400-0062 山梨県甲府市池田1-6-1	055 (251) 6711
長野県支部	380-0836 長野県長野市南郷町1074	026 (226)2073
岐阜県支部	500-8601 岐阜県岐阜市茜部中島2-9	058 (272) 3561
静岡県支部	420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-17	054 (252) 8131
愛知県支部	461-8561 愛知県名古屋市中区東区白壁1-50	052 (971) 1591
三重県支部	514-0004 三重県津市栄町1-891	059 (227) 4145
滋賀県支部	520-0044 滋賀県大津市京町4-3-38	077 (522) 6758
京都府支部	605-0941 京都府京都市東山区三十三間堂廻り町644	075 (541) 9326
大阪府支部	540-0008 大阪府大阪市中央区大手前2-1-7	06 (6943) 0705
兵庫県支部	651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078 (241) 9889
奈良県支部	630-8133 奈良県奈良市大安寺1-23-2	0742 (61) 5666
和歌山県支部	640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22	073 (422) 7141
鳥取県支部	680-0011 鳥取県鳥取市東町1-271 県庁第二庁舎	0857 (22) 4466
島根県支部	690-0873 島根県松江市内中原町40	0852 (21) 4237
岡山県支部	700-0823 岡山県岡山市北区丸の内2-7-20	086 (221) 9595
広島県支部	730-0052 広島県広島市中区千田町2-5-64	082 (241) 8811
山口県支部	753-0094 山口県山口市野田172-5	083 (922) 0102
徳島県支部	770-0044 徳島県徳島市庄町3-12-1	088 (631) 6000
香川県支部	760-0017 香川県高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087 (861) 4618
愛媛県支部	790-0854 愛媛県松山市岩崎町2丁目3-40	089 (921) 8603
高知県支部	780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階	088 (872) 6295
福岡県支部	815-8503 福岡県福岡市南区大橋3-1-1	092 (523) 1171
佐賀県支部	840-0843 佐賀県佐賀市川原町2-45	0952 (25) 3108
長崎県支部	850-8575 長崎県長崎市魚の町3-28	095 (821) 0680
熊本県支部	861-8039 熊本県熊本市長瀬南2-1-1	096 (384) 2100
大分県支部	870-0033 大分県大分市千代町2-3-31	097 (534) 2236
宮崎県支部	880-0802 宮崎県宮崎市別府町3-1	0985 (22) 4045
鹿児島県支部	890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-5	099 (252) 0600
沖縄県支部	902-0076 沖縄県那覇市与儀1-3-1 複合管理棟5階	098 (835) 1177



ちかひ

わたくしは

青少年赤十字の員として

心身を強健にし

人のためと郷土社会のため

国家と世界のために

つくすこととちかひます

青少年赤十字 指導者手引き

令和4年6月30日 7版6刷発行

編集者 日本赤十字社 事業局 パートナーシップ推進部
ボランティア活動推進室 青少年・ボランティア課

〒105-8521 東京都港区芝大門1丁目1番3号

電話 03-3437-7083(ダイヤルイン)

FAX 03-3432-5507

ホームページ <https://www.jrc.or.jp/>

発行所 株式会社日赤サービス

